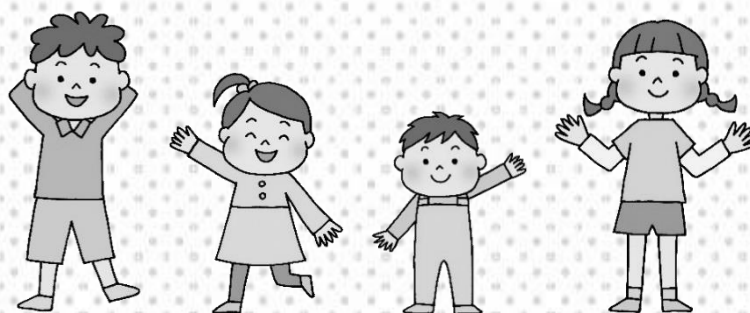


第2期名取市 子ども・子育て支援事業計画



● 未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つふるさと なとり ●

令和2年3月
名取市

はじめに

名取市では、「子どもの輝きと市民の笑顔あふれるまち 名取～子育ての輪を つなげよう 伝えよう 広げよう 支え合おう～」を基本理念として掲げた「名取市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、子ども・若者の健やかな成長ならびに、子育ての安心を支える環境整備にむけた総合的な取り組みを進めてまいりました。



一方、少子高齢化が進む昨今、子育てをめぐる環境もめまぐるしく変化を続けており、国においては、平成27年の子ども・子育て支援新制度の施行後、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備や、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上等が推進されてきました。さらに、令和元年10月には幼児教育・保育の無償化がスタートし、子育て支援を取り巻く状況は、日々改善が重ねられています。

このたび、令和元年度で第1期計画の計画期間が満了となるため、第1期計画を推進する中で浮き彫りとなった課題や新たな時代へのニーズに見合った施策を展開し、安心して子どもを産み育てられ、子どもの健やかな成長と自立を支援することを目的に「第2期名取市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定しました。

本計画では、「未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つふるさと なとり」を基本理念として、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支えることにより、全ての子どもが健やかに成長できる環境整備をより一層推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただき貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様をはじめ、多大なるご尽力をいただきました名取市子ども・子育て会議の委員の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

名取市長 **山田司郎**

目次

第1章 事業計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 他計画との関係	2
4 計画期間	3
5 計画の策定にあたって	3
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	5
1 人口の動向	5
2 世帯の動向	12
3 就労の状況	15
4 子ども・子育てに関するアンケート調査結果	16
5 第1期子ども・子育て支援事業計画の達成状況	29
6 子ども・子育て支援の課題	30
第3章 これから目指す計画	32
1 計画の基本理念	32
2 計画の基本目標	33
3 施策の体系	35
4 重点施策	36
第4章 次世代育成支援の施策展開	38
基本目標1 地域における子育て支援	38
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	43
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	47
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	51
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援	52
基本目標6 子ども等の安全の確保	53
基本目標7 困難を有する子どもやその家族への支援	55
第5章 子ども・子育て支援の事業展開	60
1 事業展開の概要	60
2 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策	62
3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策	65
4 放課後子ども総合プランに基づく取り組み	76
第6章 計画の推進に向けて	83
1 各主体の役割	83
2 計画の達成状況の点検及び評価について	84

資料編	85
1 計画策定の経緯	85
2 名取市子ども・子育て会議条例	86
3 名取市子ども・子育て会議委員名簿	87
4 用語集	88

第1章 事業計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

名取市では、国の少子化対策と連動して平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする「名取市次世代育成支援行動計画（前期行動計画）」を、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「名取市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）」を策定し、次世代育成支援対策及び少子化対策の取り組みを推進してきました。平成 27 年度からは計画の内容を引き継ぎ、「名取市子ども・子育て支援事業計画」として、本市の子ども・子育て支援施策を推進してきました。

本市は子育て世代の人口が増加しており、年少人口も増加しています。このような状況のなか、保育所、幼稚園、認定こども園等の多岐にわたる幼児教育・保育資源を活かし、保護者からの幼児教育・保育ニーズに应运てきました。今後、行政と地域が協力し合い、個々の家庭のニーズに应运じた子育て支援の取り組みを推進していくことが求められています。

国の動向としては、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図り、子育てを社会全体で支える、「子ども・子育て支援の新制度」が創設されました。平成 29 年には遅くとも令和2年度末までに全国の待機児童の解消と、令和4年度末までに女性就業率 80% に対応できる受け皿を整備することを目標とした「子育て安心プラン」が発表されました。同じく平成 29 年には閣議決定された新しい経済政策パッケージの「人づくり革命」において、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消などが掲げられ、令和元年 10 月には「幼児教育・保育の無償化」がスタートしました。また、学童保育についても平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、小学生になると同時に働き方を変えざるを得ない「小1の壁」を打破するための整備が不可欠な状況となっています。

これらのことを踏まえ、本市においては、子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握し、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業や次世代育成支援、少子化対策、母子保健対策、学童期の放課後対策等、子育てに関わる多様な支援をより一層推進するため、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「第2期 名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

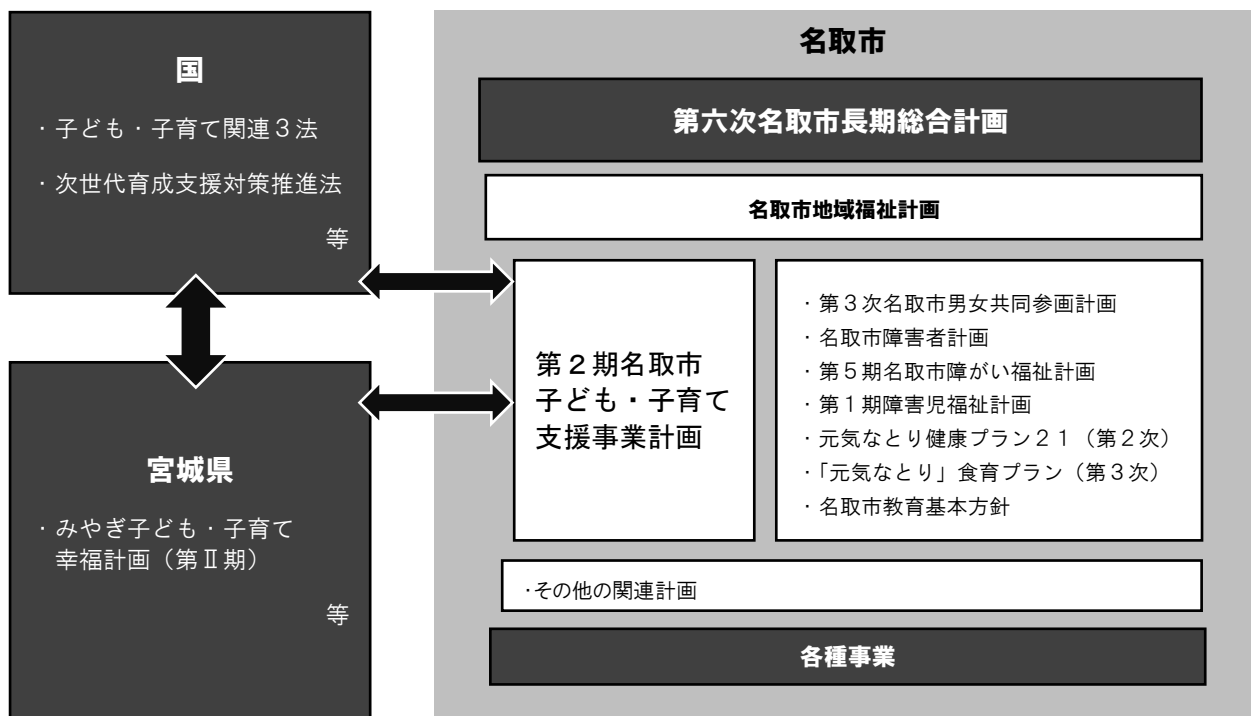
2 計画の性格と位置づけ

「名取市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法により記載する必要がある項目に加え、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し推進してきました。令和元年度末で計画期間が終了することから、その内容を引き継ぎ、本市の子ども・子育て施策を推進する計画として「第2期名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

3 他計画との関係

本計画は、「第六次名取市長期総合計画」や、関連する分野別計画と連携、整合を図り策定するものです。

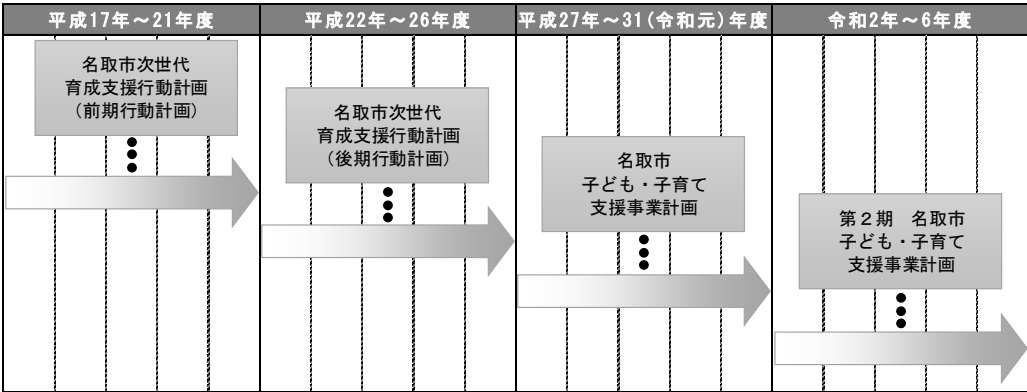
計画の位置づけ及び他計画との連携



4 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの5年間を1期として策定するものです。5年間の計画期間中であっても、必要に応じて中間年度（令和 4 年度）を目安に計画の見直しを行い、実態に即した子育て支援施策を推進します。

計画期間

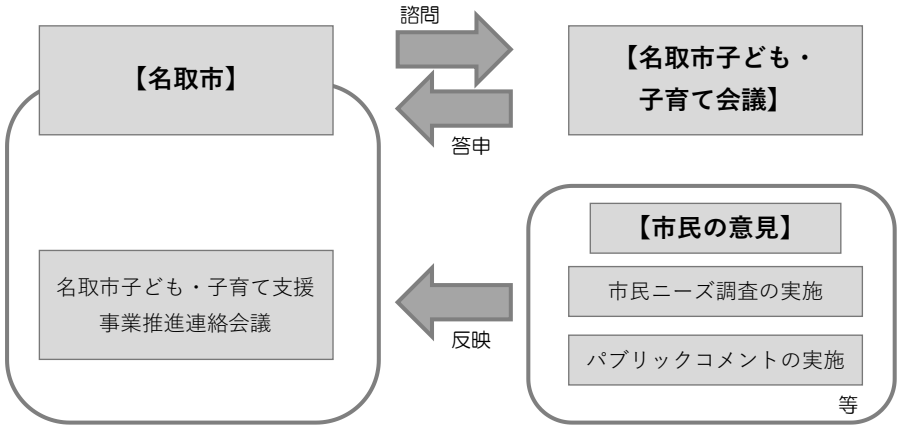


5 計画の策定にあたって

(1) 策定体制

計画の策定にあたっては、市民、子どもの保護者、関係団体等からなる「名取市子ども・子育て会議」（名取市子ども・子育て会議条例による設置）及び庁内に「名取市子ども・子育て支援事業推進連絡会議」（委員長：副市長）を設置し協議、検討を行いました。

計画の策定体制



(2) 市民の意見の反映

本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行い、調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たな子ども・子育て関連施策の目標事業量等の設定を行うための基礎資料として活用しました。

さらに幅広く市民の方よりご意見をいただくため、本計画の素案を本市ホームページや担当課の窓口などで公開し、パブリックコメント（市民からの意見の募集）を行い、市民の意見の反映に努めました。

■ 調査の実施概要

- 調査地域：名取市内全域
- 調査対象者：名取市内在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者
名取市内在住の「小学生」のいる世帯・保護者
- 抽出方法：対象となる世帯・保護者から兄弟等重複者を除いて無作為抽出
- 調査期間：平成30年12月
- 調査方法：郵送配布・郵送回収

	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	1,300 件	860 件	66.2%
小学生児童	1,300 件	858 件	66.0%
合 計	2,600 件	1,718 件	66.1%

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 人口の動向

(1)人口構成

本市の人口は、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響で一時減少した時期を除き、増加しております。平成 31 年 3 月 31 日時点の総人口は 78,672 人となっています。年齢 3 区分別の人口について、老年人口は増加、生産年齢人口はほぼ横ばいとなっています。年少人口については平成 29 年までは増加、それ以降は減少となっています。人口構造は、男女ともに 30 歳代及び 40 歳代が多く、“つりがね型”に近い形となっています。

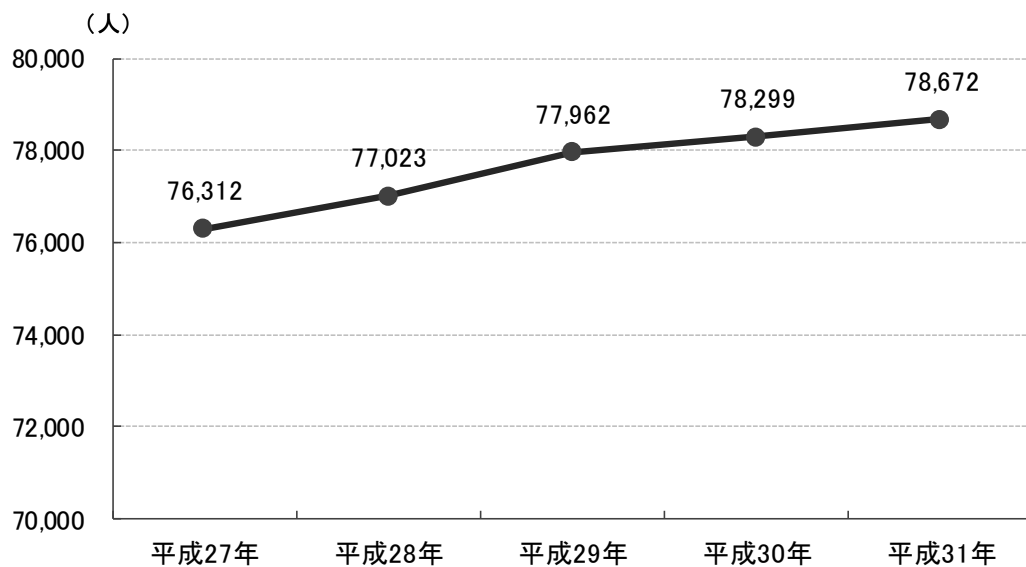
人口の動向

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
総人口	76,312	77,023	77,962	78,299	78,672
年少人口 (0～14 歳)	11,871	12,019	12,209	12,175	12,109
生産年齢人口 (15～64 歳)	48,925	48,906	49,177	49,058	49,084
老年人口 (65 歳以上)	15,516	16,098	16,576	17,066	17,479

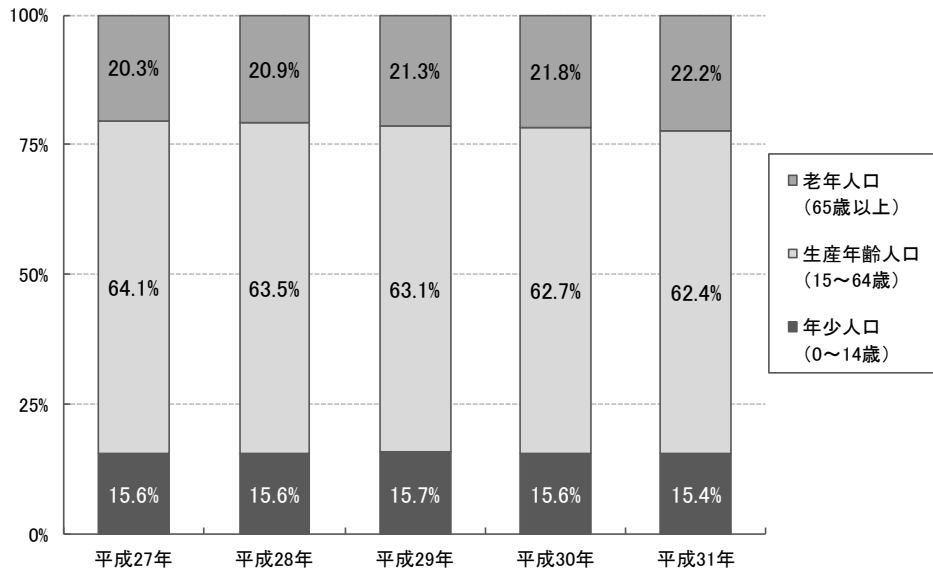
資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）

人口の推移



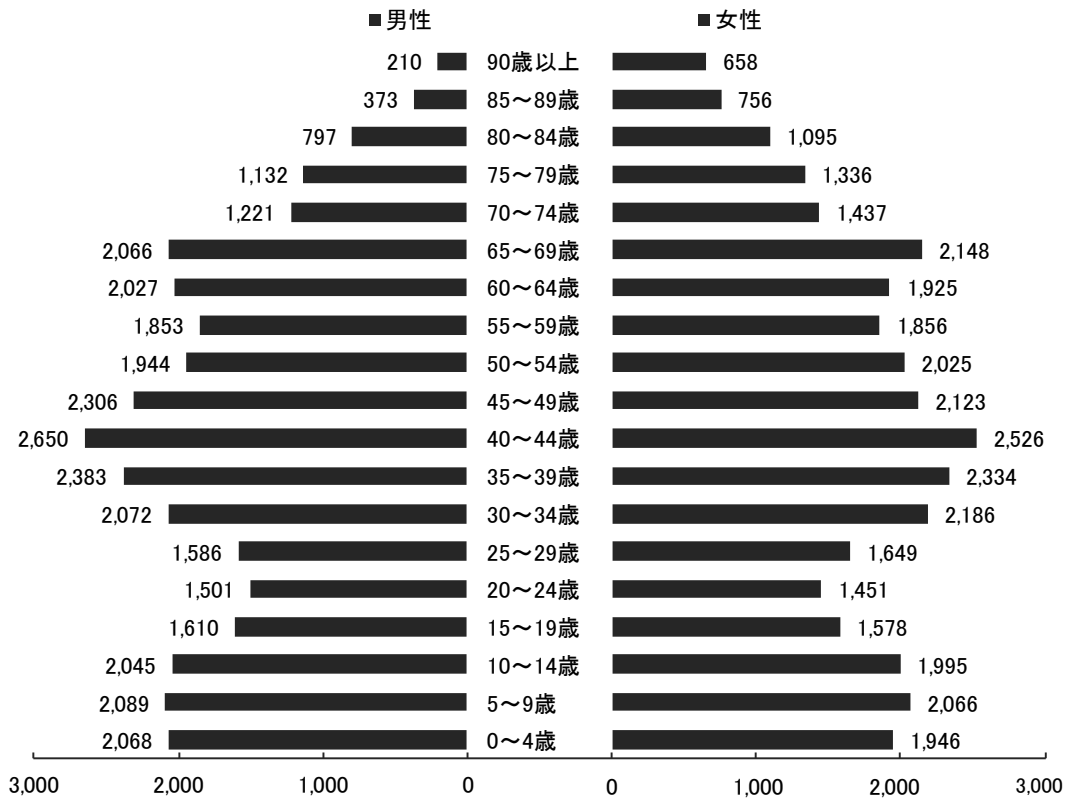
資料：住民基本台帳（各年 3 月末現在）

年齢3区分人口比率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

人口構造



資料：住民基本台帳（平成31年3月末現在）

18歳未満の児童人口は平成29年まで増加していますが、それ以降は減少傾向になっています。年齢区分別では、6～11歳が増加しています。12～17歳はおおむね増加傾向で、0～5歳は平成30年に減少に転じています。

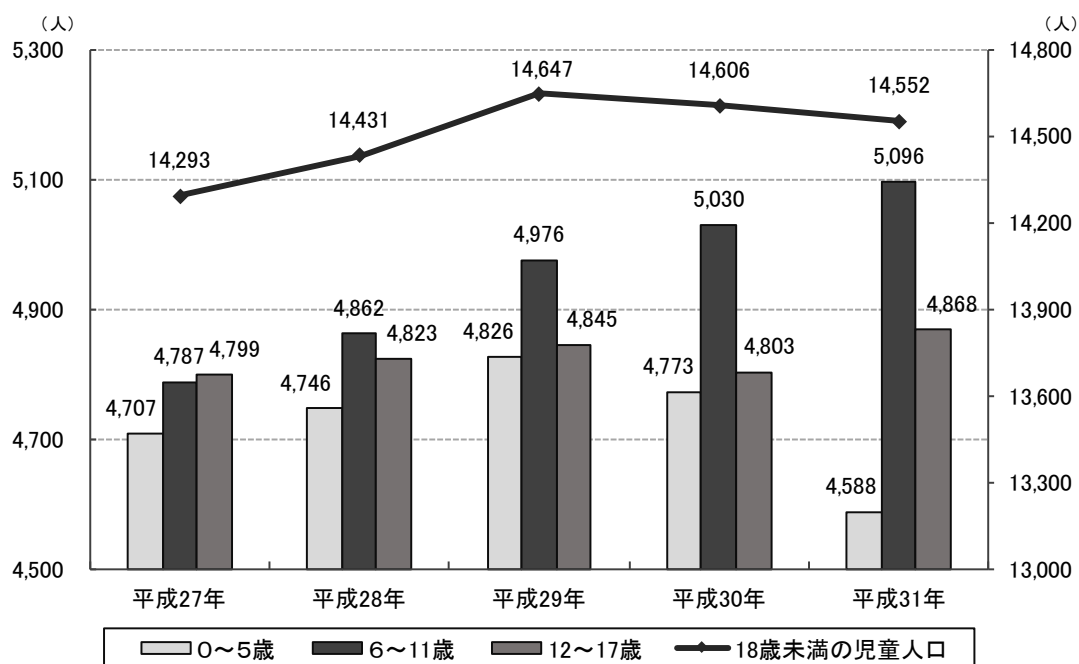
18歳未満の児童人口の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
18歳未満の児童人口	14,293	14,431	14,647	14,606	14,552
0～5歳	4,707	4,746	4,826	4,773	4,588
6～11歳	4,787	4,862	4,976	5,030	5,096
12～17歳	4,799	4,823	4,845	4,803	4,868

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

18歳未満の児童人口の推移

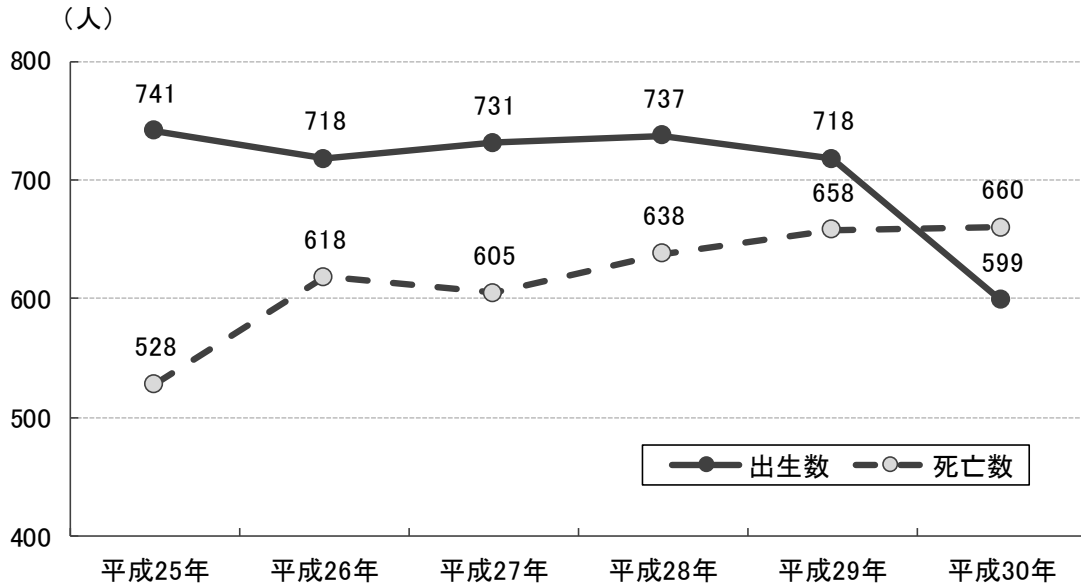


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 自然動態

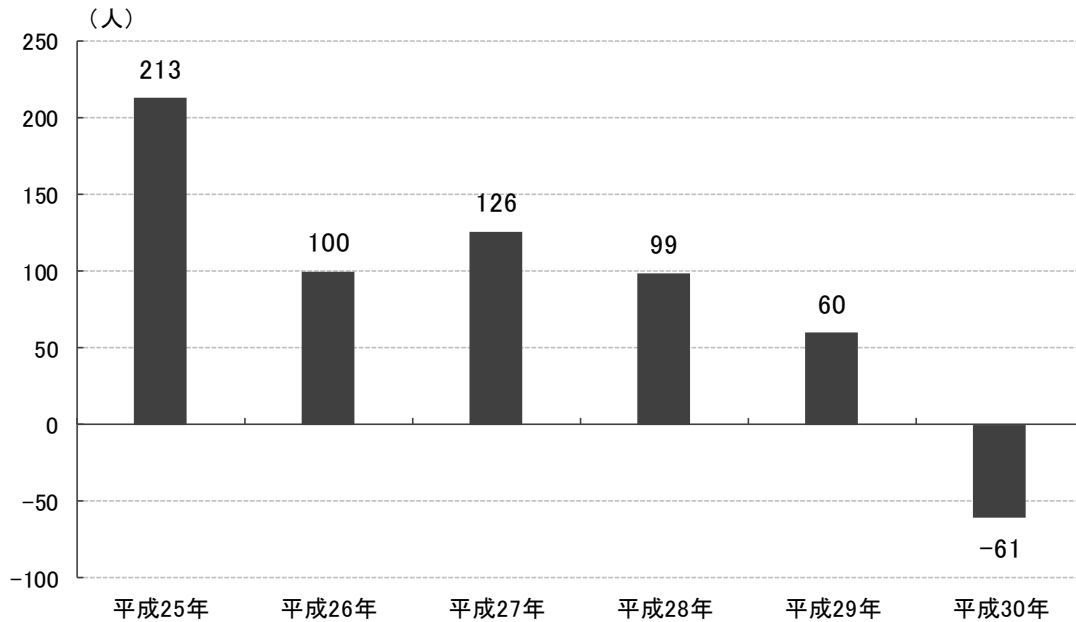
出生数はおおむね 700 人台で推移していましたが、平成 30 年には 599 人と減少し、死亡数を下回っています。一方、死亡数は増加傾向になっています。

出生・死亡数の推移



資料：住民基本台帳に基づく移動人口（各年 12 月末日現在）

自然動態の推移

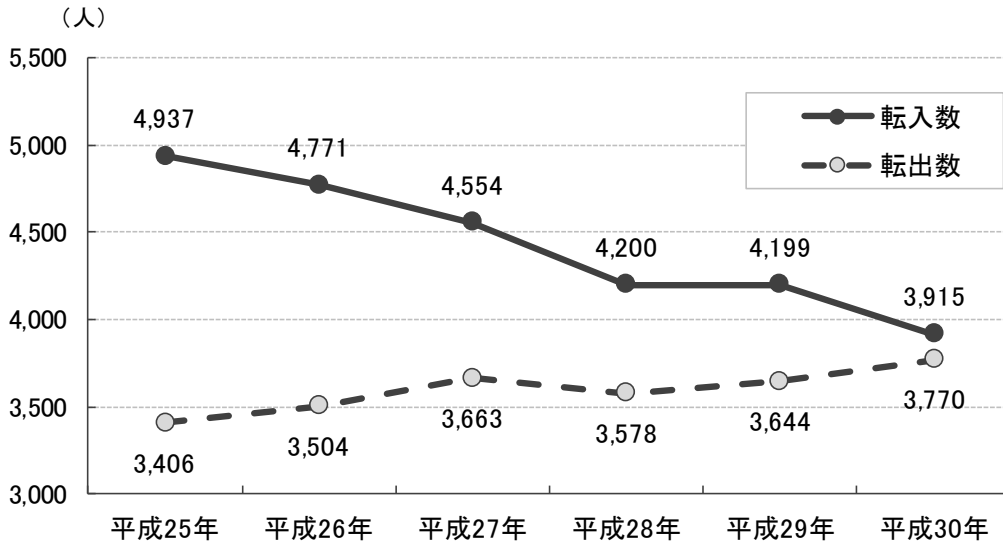


資料：住民基本台帳に基づく移動人口（各年 12 月末日現在）

(3) 社会動態

転入数と転出数からなる社会動態では、転入数は減少傾向、転出数は増加傾向で推移しています。平成30年は145人の社会増となっています。

転入・転出数の推移

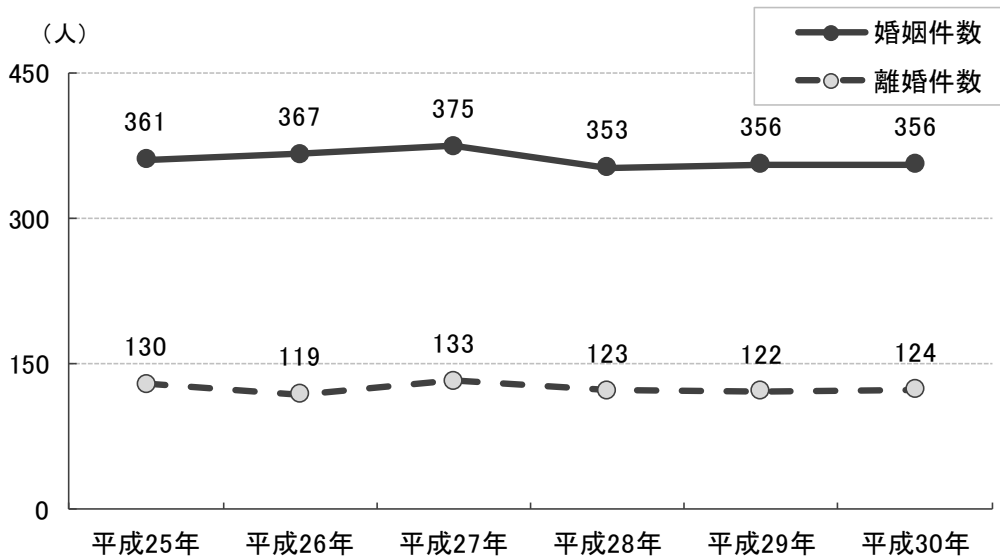


資料：住民基本台帳に基づく移動人口（各年12月末日現在）

(4) 婚姻・離婚件数

婚姻件数はほぼ横ばいの状態で推移し、平成30年は356件となっています。一方、離婚件数もほぼ横ばいの状態で推移し、平成30年は124件となっています。

婚姻・離婚件数の推移

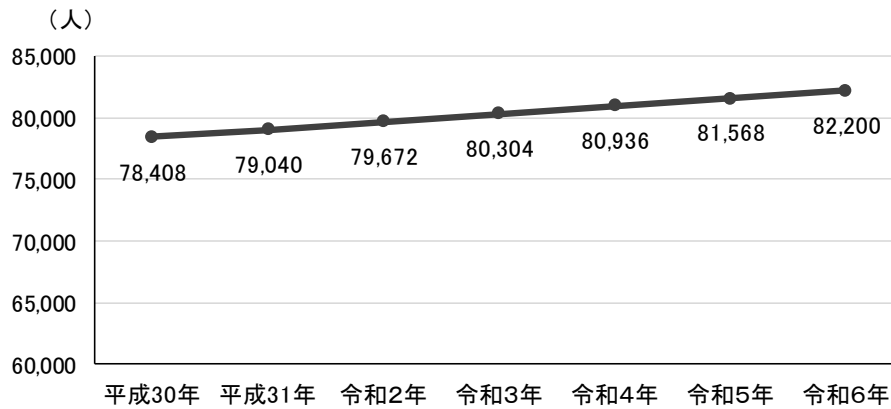


資料：住民基本台帳に基づく移動人口（各年12月末日現在）

(5) 人口推計

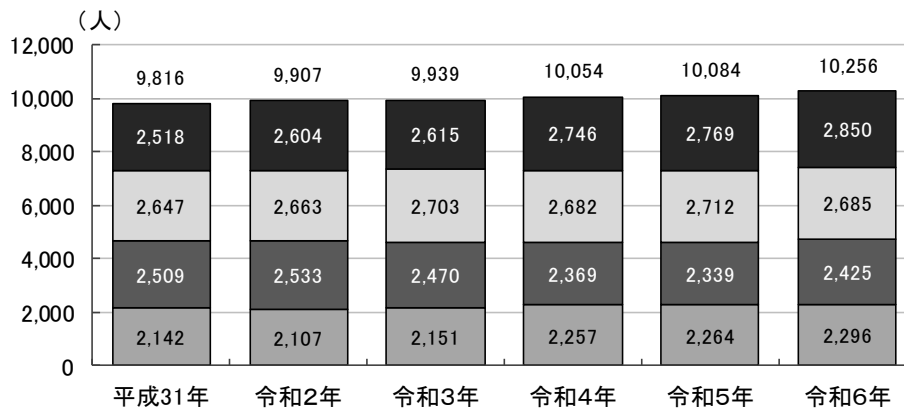
人口については、閑上地区及び増田西地区の土地区画整理による開発人口を加味するとともに、暮らしやすい魅力があるまちづくりを推進する効果により、今後も増加していくことが推計されます。

推計人口の推移



※第六次長期総合計画における人口推計結果を基に推計

0～11歳の推計人口の推移

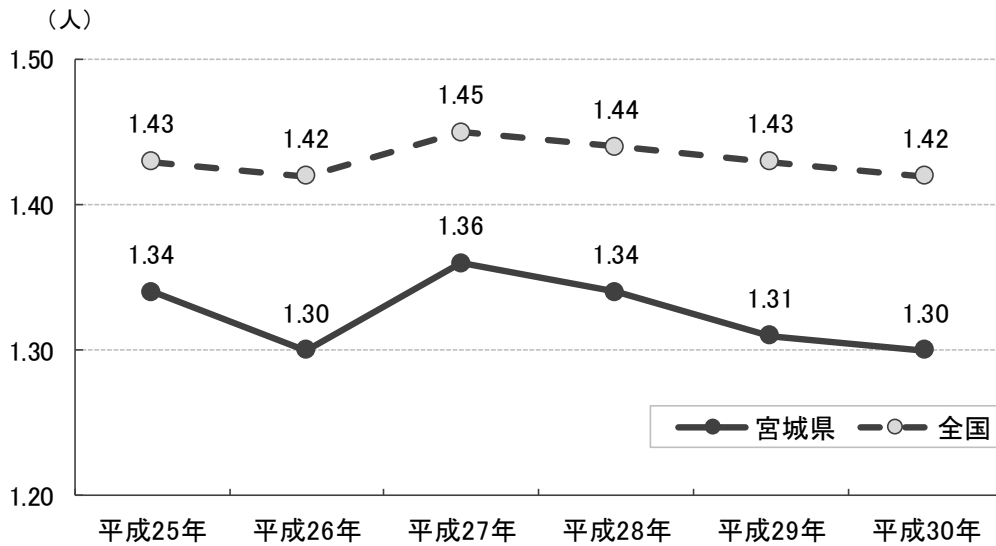


年齢	実績値 (4月1日現在)	→推計値				
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	624	710	710	715	716	725
1歳	712	667	757	762	765	775
2歳	806	730	684	780	783	796
3歳	818	834	754	710	809	822
4歳	838	841	856	779	731	844
5歳	853	858	860	880	799	759
6歳	919	877	883	889	907	833
7歳	848	927	883	894	899	928
8歳	880	859	937	899	906	924
9歳	832	892	870	953	913	931
10歳	865	840	899	883	964	934
11歳	821	872	846	910	892	985

(6) 合計特殊出生率の推移

1人の女性が生涯産むと推定される子どもの数を示す合計特殊出生率は、宮城県の値が全国よりも約0.1低い値で推移しています。近年、県や全国とも減少傾向で、人口維持が可能とされる2.07を下回っています。

合計特殊出生率の推移



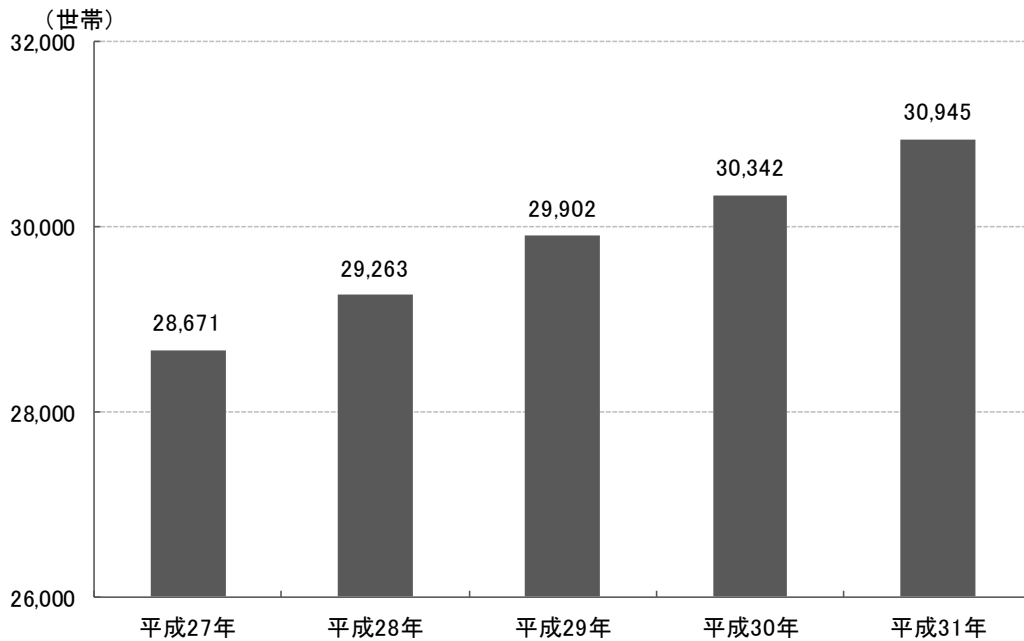
資料：厚生労働省人口動態統計

2 世帯の動向

(1) 世帯構成

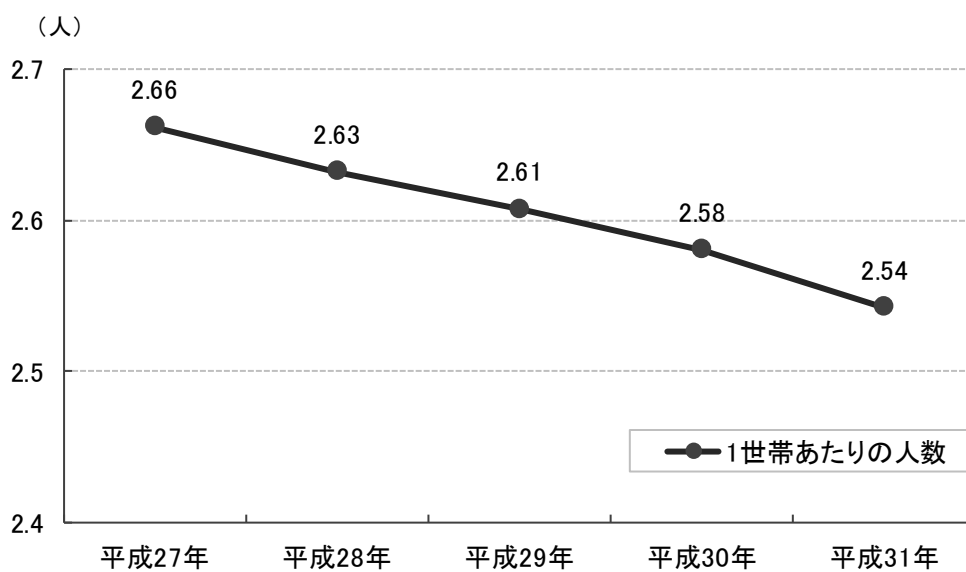
世帯数は一貫して増加しており、平成31年で30,945世帯となっています。一方、1世帯あたりの平均世帯人員は緩やかに減少しています。

世帯数の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

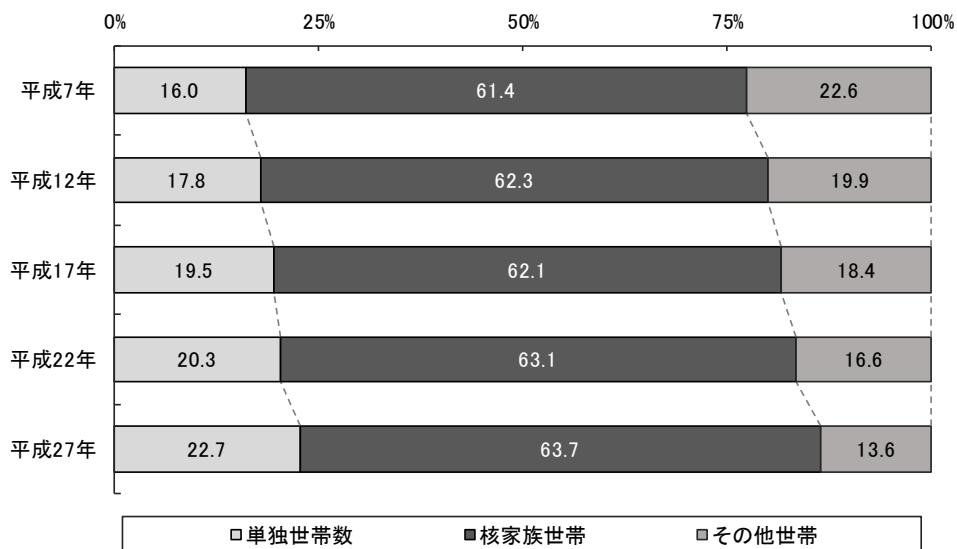
平均世帯人員の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

世帯構成比率をみると、核家族世帯の占める割合が高くなっています。また、単独世帯の割合が徐々に高くなってきている一方で、その他の世帯の割合は徐々に低くなってきています。

世帯構成比の推移



資料：国勢調査（各年10月）

世帯構成の状況

単位：上段（世帯数）／世帯、下段（構成比）／%

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数	18,282	20,998	22,408	25,092	27,488
※「不詳」含む	100	100	100	100	100
単独世帯数	2,934	3,737	4,379	5,089	6,227
	16	17.8	19.5	20.3	22.7
核家族世帯	11,213	13,076	13,915	15,822	17,501
	61.4	62.3	62.1	63.1	63.7
夫婦のみ世帯	2,666	3,454	3,852	4,726	5,354
	14.6	16.5	17.2	18.8	19.5
夫婦と子からなる世帯	7,254	8,017	8,129	8,795	9,685
	39.7	38.2	36.3	35.1	35.2
ひとり親と子からなる世帯	1,293	1,605	1,934	2,301	2,462
	7.1	7.6	8.6	9.2	9.0
その他世帯	4,135	4,185	4,114	4,181	3,726
	22.6	19.9	18.4	16.6	13.6

資料：国勢調査（各年10月）

(2) 未婚率

平成 12 年以降の未婚率は、結婚、出産、子育て期にあたると考えられる 25～29 歳で男女ともに半数を超えています。平成 22 年と比較して平成 27 年は男女ともに 30 歳代が低下しています。

未婚率

単位：％

	男性				女性			
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
計	30.3	31.0	30.4	29.0	23.1	23.1	22.8	21.9
15～19 歳	99.6	99.7	99.2	99.8	99.4	99.2	99.7	99.5
20～24 歳	89.5	92.0	91.6	94.2	84.7	87.4	88.3	90.4
25～29 歳	63.7	67.6	63.0	65.4	50.5	56.2	54.8	54.9
30～34 歳	36.9	42.5	40.2	38.0	21.6	28.4	28.8	26.7
35～39 歳	19.8	27.6	29.1	25.2	10.0	15.8	19.4	18.5
40～44 歳	14.4	17.1	23.9	21.1	6.2	8.2	13.6	14.2
45～49 歳	12.9	14.4	16.4	19.6	4.0	5.9	7.7	11.6
50～54 歳	8.0	12.6	14.1	14.6	3.4	4.3	6.1	7.6
55～59 歳	5.2	7.6	12.1	11.7	2.9	3.2	4.3	5.5
60～64 歳	3.5	4.2	7.5	11.0	2.5	2.8	3.4	3.7
65～69 歳	1.7	2.9	4.1	6.4	2.4	2.3	2.7	2.7
70～74 歳	1.3	1.4	2.4	3.2	2.8	2.2	2.2	2.2
75～79 歳	0.7	0.9	1.3	1.9	2.5	2.9	2.3	2.4
80～84 歳	1.0	0.4	1.2	0.7	1.9	2.4	2.9	2.6
85 歳以上	0.4	0.8	0.7	1.3	1.1	2.0	2.6	2.9

資料：国勢調査（各年 10 月）

3 就労の状況

(1) 女性の年齢別就業状況

女性の就労状況を見ると、近年の状況として、出産、子育て期にあたりと考えられる30歳代の就業率が前後の年齢区分と比較して、低下しています。しかし、平成22年と比較して、全体的に就業率は上昇しています。

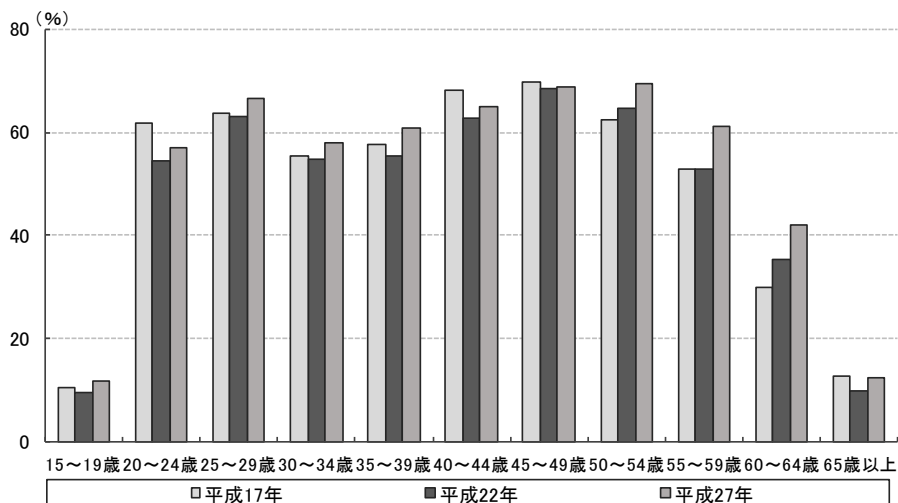
年齢別就業者数（女性）

単位：左列（総数）／人、中列（就業者数）／人、右列（割合）／％

	平成17年			平成22年			平成27年		
	総数	就業者数	割合	総数	就業者数	割合	総数	就業者数	割合
総計	29,535	13,145	44.5	32,007	13,507	42.2	33,034	14,880	45.0
15～19歳	2,102	217	10.3	2,011	192	9.5	1,948	225	11.6
20～24歳	1,971	1,219	61.8	1,902	1,036	54.5	1,733	988	57.0
25～29歳	2,127	1,358	63.8	2,275	1,438	63.2	2,018	1,341	66.5
30～34歳	2,477	1,375	55.5	2,564	1,408	54.9	2,607	1,515	58.1
35～39歳	2,326	1,337	57.5	2,900	1,609	55.5	2,936	1,782	60.7
40～44歳	2,449	1,669	68.2	2,489	1,559	62.6	3,048	1,982	65.0
45～49歳	2,382	1,663	69.8	2,510	1,721	68.6	2,500	1,720	68.8
50～54歳	2,514	1,572	62.5	2,406	1,555	64.6	2,528	1,754	69.4
55～59歳	2,385	1,263	53.0	2,555	1,346	52.7	2,350	1,434	61.0
60～64歳	2,055	615	29.9	2,438	859	35.2	2,525	1,057	41.9
65歳以上	6,747	857	12.7	7,957	784	9.9	8,841	1,082	12.2

資料：国勢調査（各年10月）

年齢別就業割合（女性）



資料：国勢調査（各年10月）

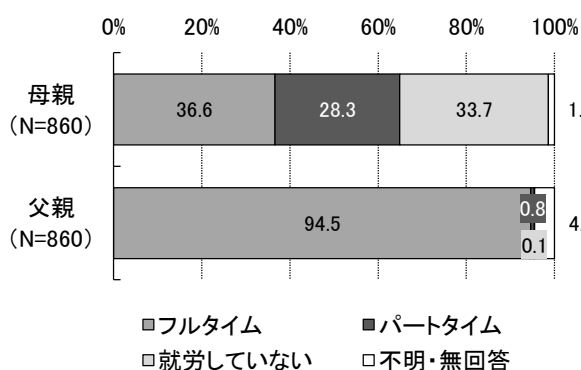
4 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

(1) 保護者の就労状況について

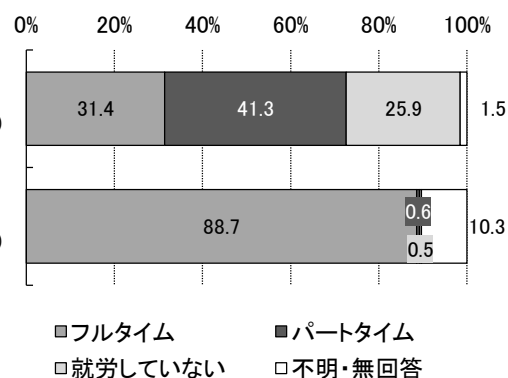
現在の就労状況について、父親は約9割がフルタイムで働いています。母親は、就学前では就労していない人とフルタイムが3割を超え、小学生よりも高くなっています。

母親の今後（1年以内）の就労状況について、就学前では1年より先に就労したい割合が4割半ばとなっています。また、小学生では、就労の予定のない割合とすぐに就労したい割合がともに4割台となっています。母親の就労したい場合の就労形態は、就学前、小学生ともにパートタイム・アルバイトが8割台となっています。

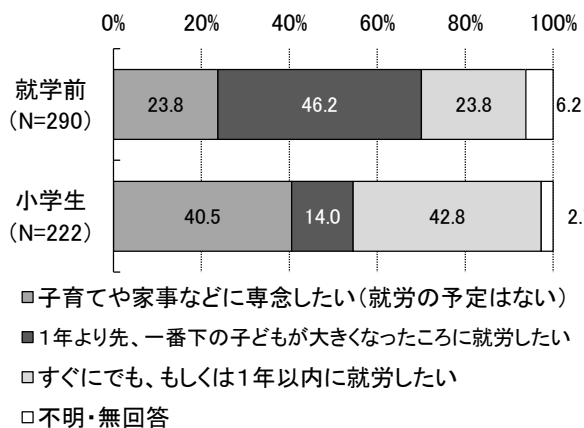
■現在の就労状況〔就学前〕



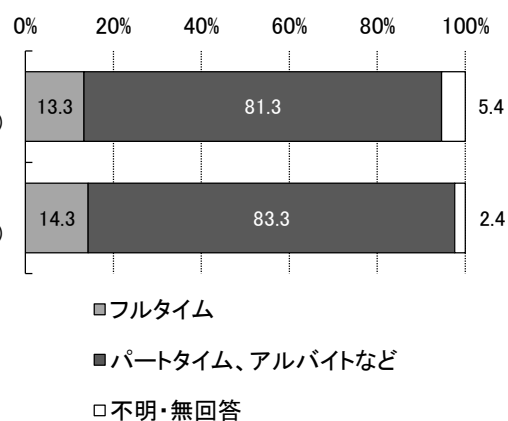
■現在の就労状況〔小学生〕



■今後（1年以内）の母親の就労状況



■母親の就労したい場合の就労形態

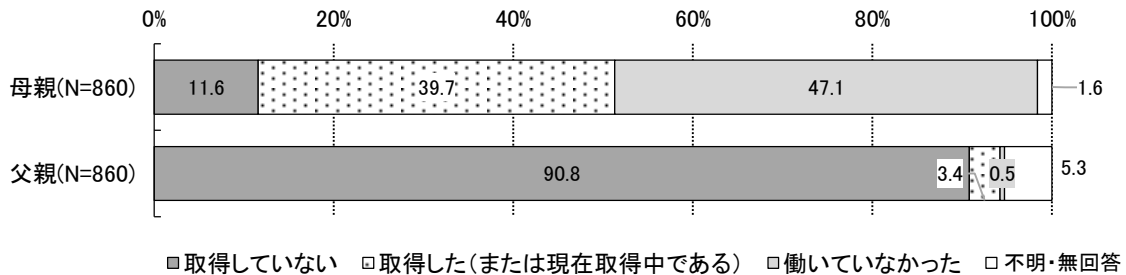


(2) 仕事と子育ての両立について

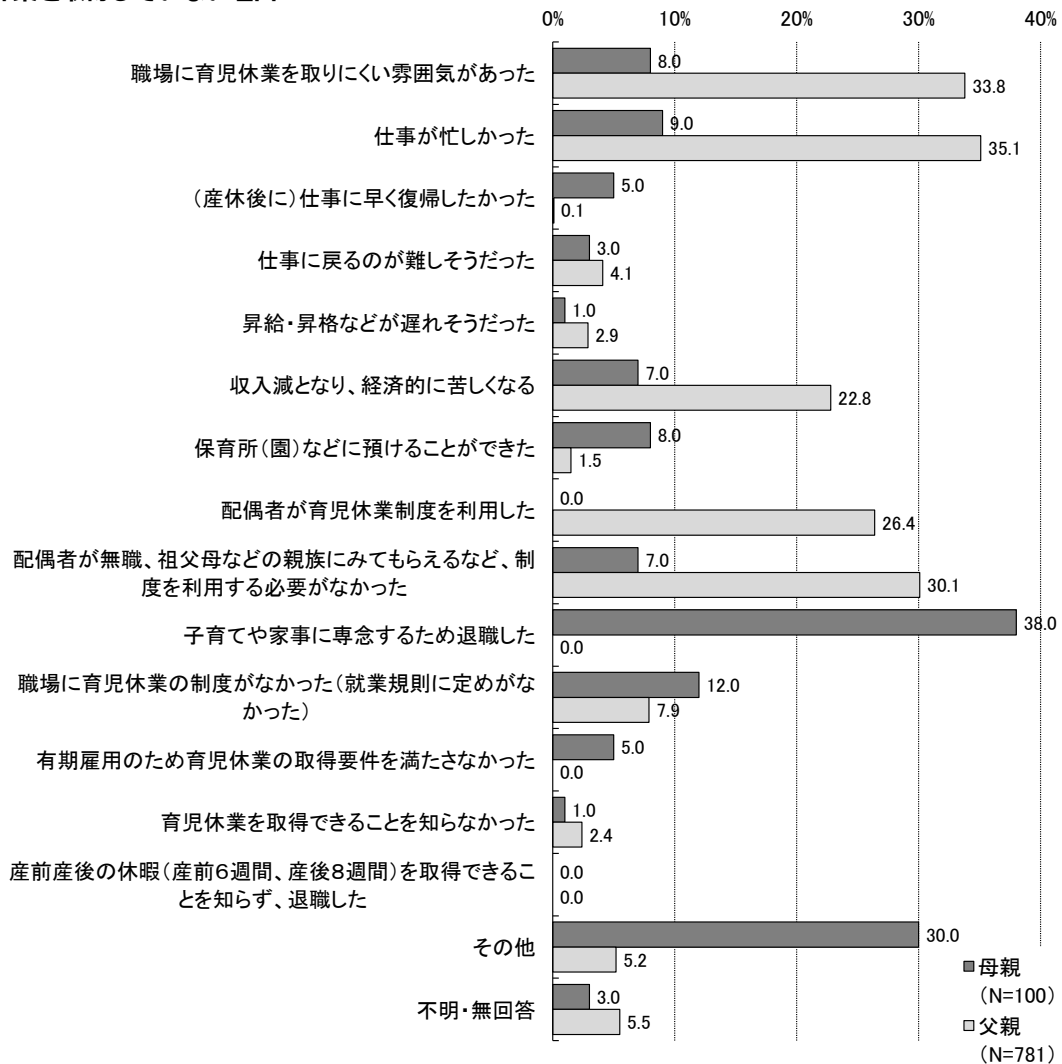
育児休業を取得したかについて、母親では「働いていなかった」が4割半ば、「取得した（または現在取得中である）」が約4割となっています。また、父親では「取得していない」が約9割となっています。

育児休業を取得していない理由について、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が4割弱で最も高く、父親では「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が3割台となっています。

■ 育児休業を取得したか



■ 育児休業を取得していない理由

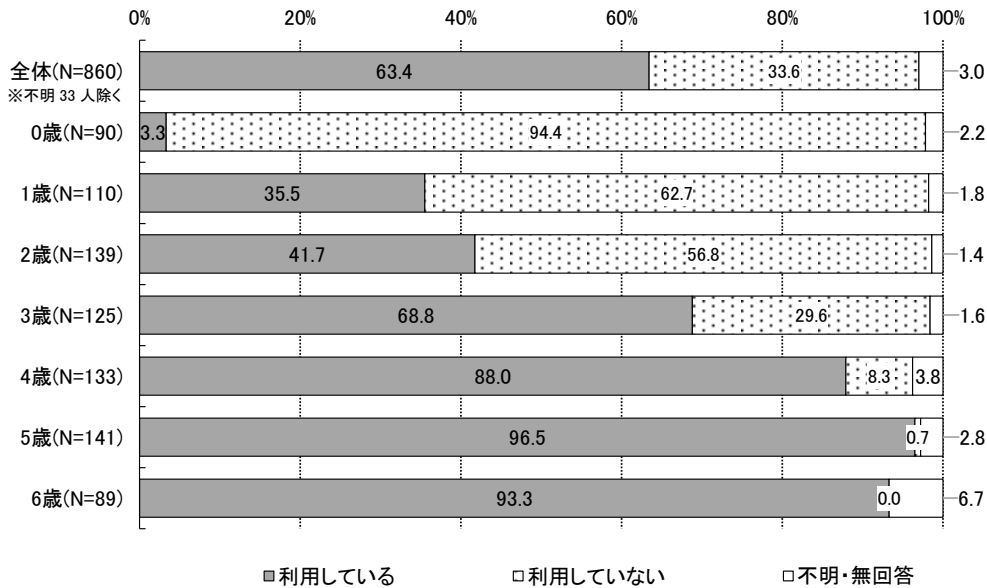


(3) 定期的な幼児教育・保育施設等の利用について

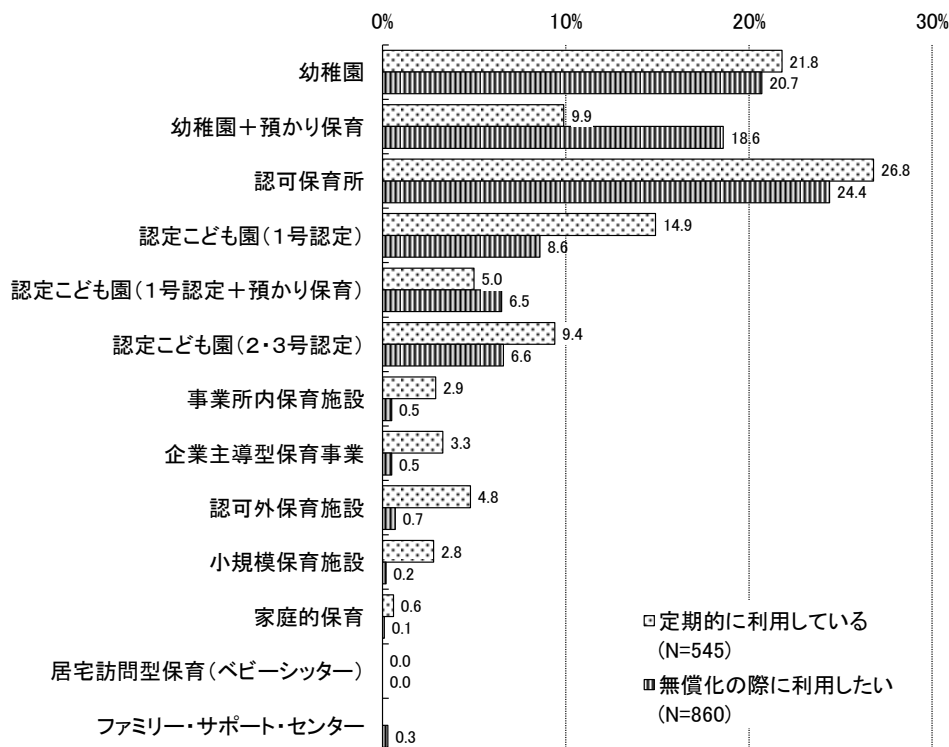
幼稚園や保育所等を定期的にご利用している人は、6割を超えており、年齢があがるにつれて高くなっています。

ご利用している施設やサービスは、「認可保育所」「幼稚園」「認定こども園（1号認定）」が高くなっています。また、今後ご利用したい施設やサービスは、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が実際の利用を大きく上回っています。

■ 定期的な幼稚園や保育所等の利用



■ 定期的な幼稚園や保育所等の利用及び今後の利用意向

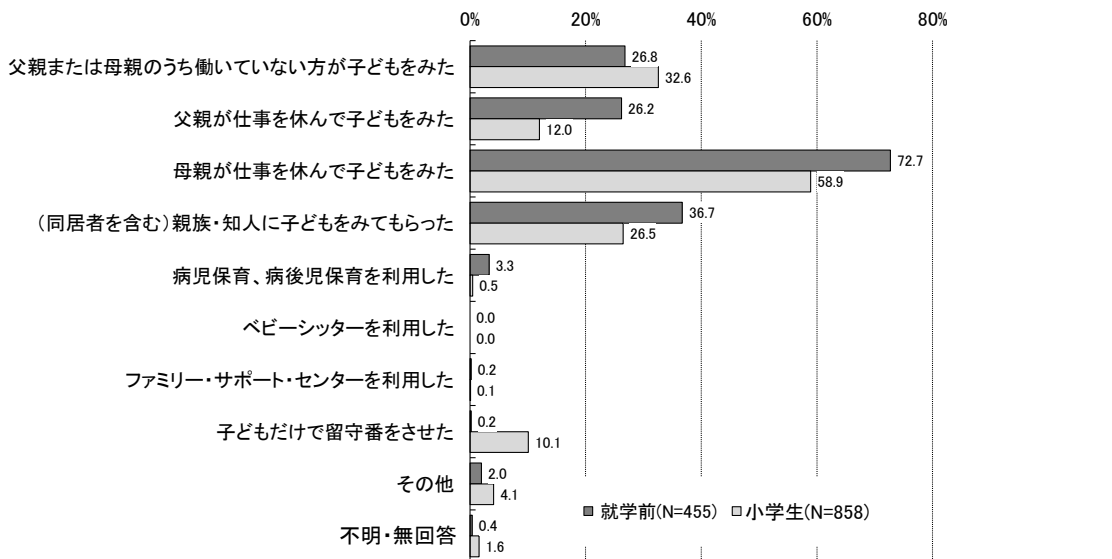


(4) 病児保育や不定期の事業について

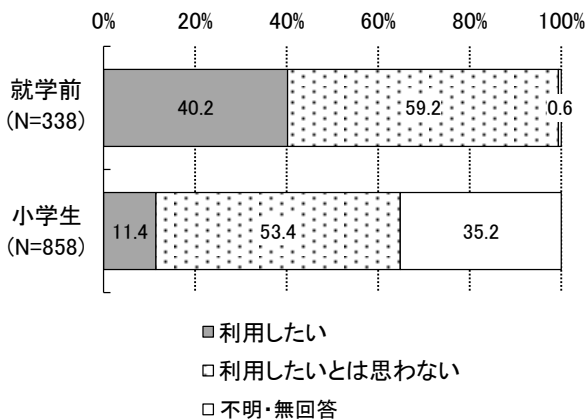
病気やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかった時、学校を休んだ時の対処法については、就学前では小学生ともに「母親が仕事を休んで子どもをみた」が最も高くなっています。

父親か母親が休んで対応した際の病児・病後児保育施設の利用意向について、就学前では「利用したいとは思わない」が就学前では約6割、小学生では約5割となっています。また、その理由については、「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安なため」「親が仕事を休んで対応するため」がともに高くなっています。

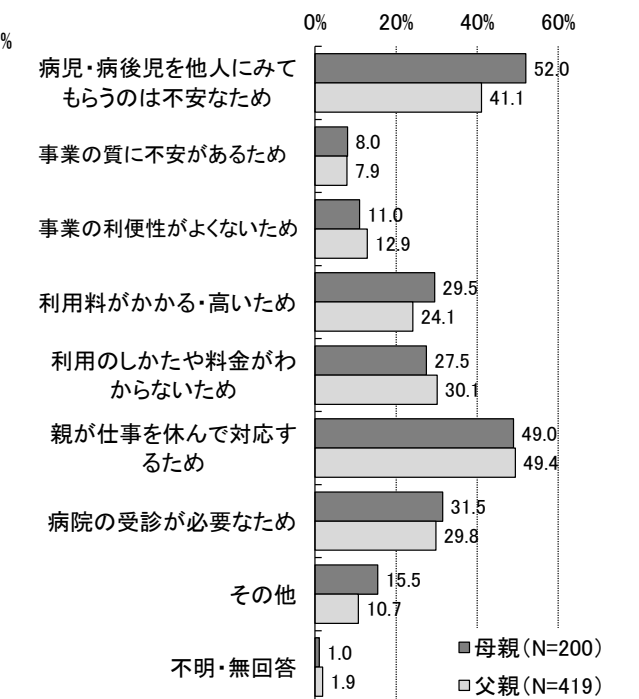
■ 病気やけがで、幼稚園や保育所等の施設やサービスを利用できなかった時、学校を休んだ時の対処法



■ 病児・病後児保育施設の利用意向



■ 病児・病後児保育施設を「利用したいと思わない」理由

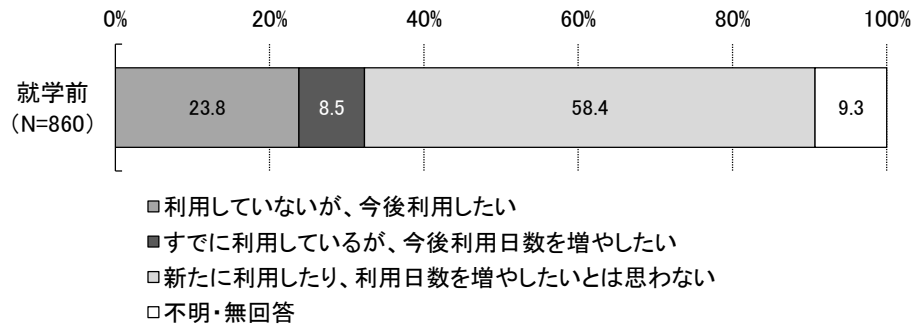


(5) 地域子育て支援拠点事業について

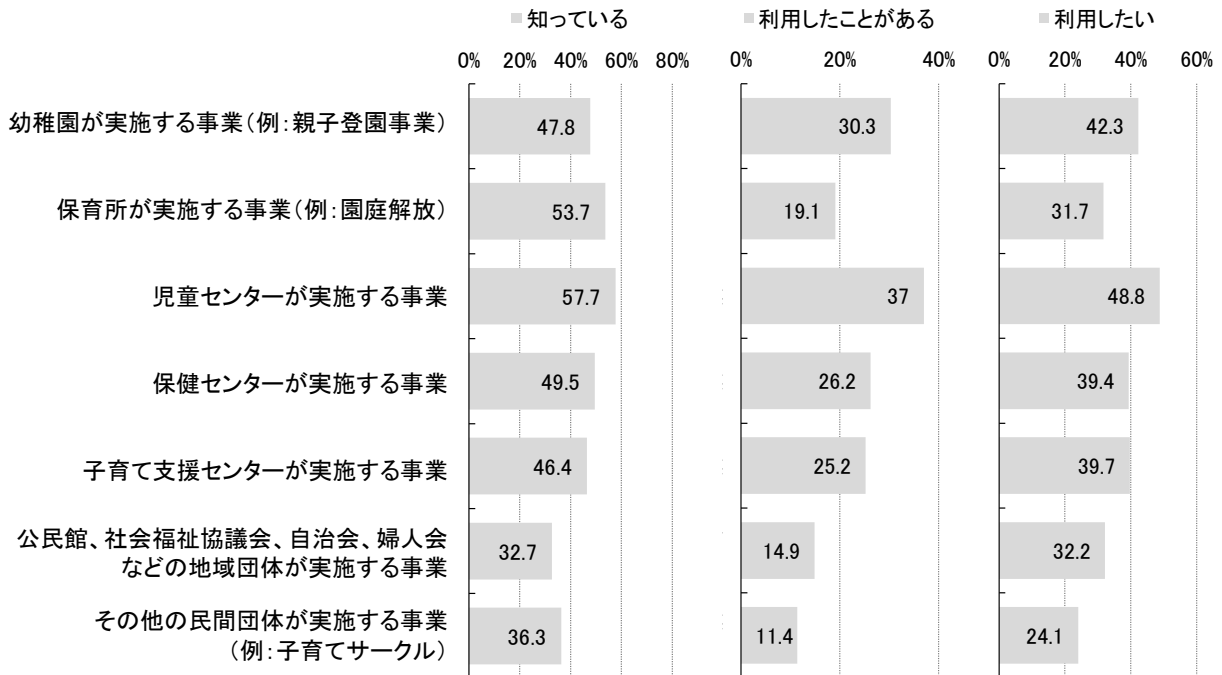
地域子育て支援拠点を利用している人は1割弱、今後利用したい人及び今後利用を増やしたい人は3割強となっています。

各事業について、「幼稚園が実施する事業(例:親子登園事業)」「児童センターが実施する事業」で、認知度、利用状況、利用意向がそれぞれ高くなっています。

■地域子育て支援拠点の利用



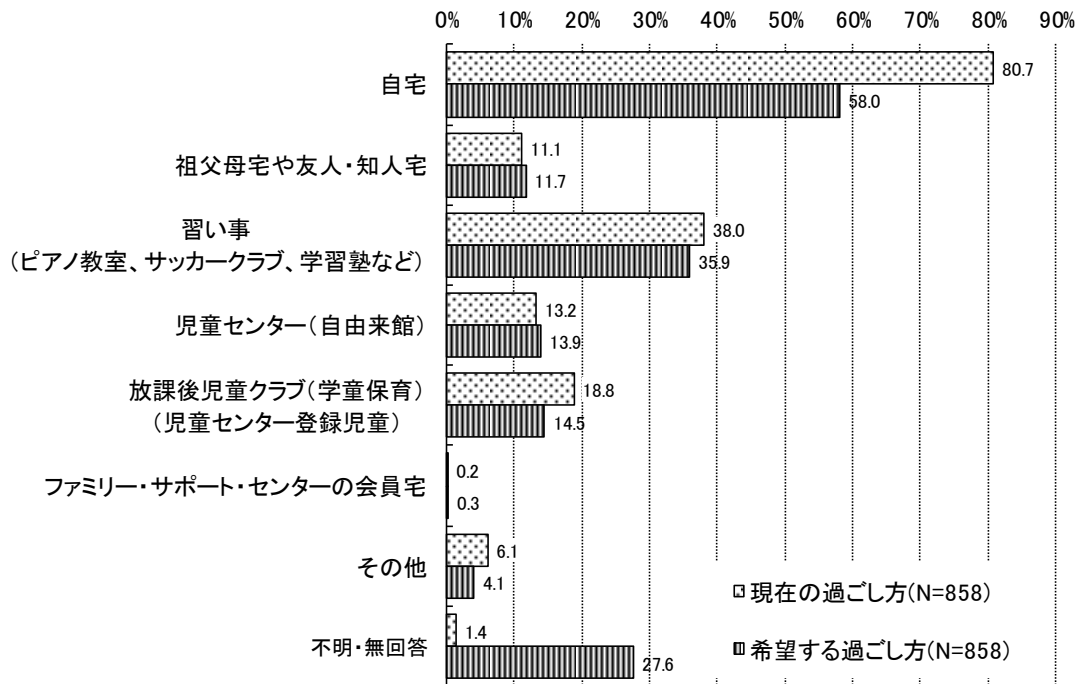
■各事業の認知度・利用状況・利用意向



(6) 放課後の過ごし方について

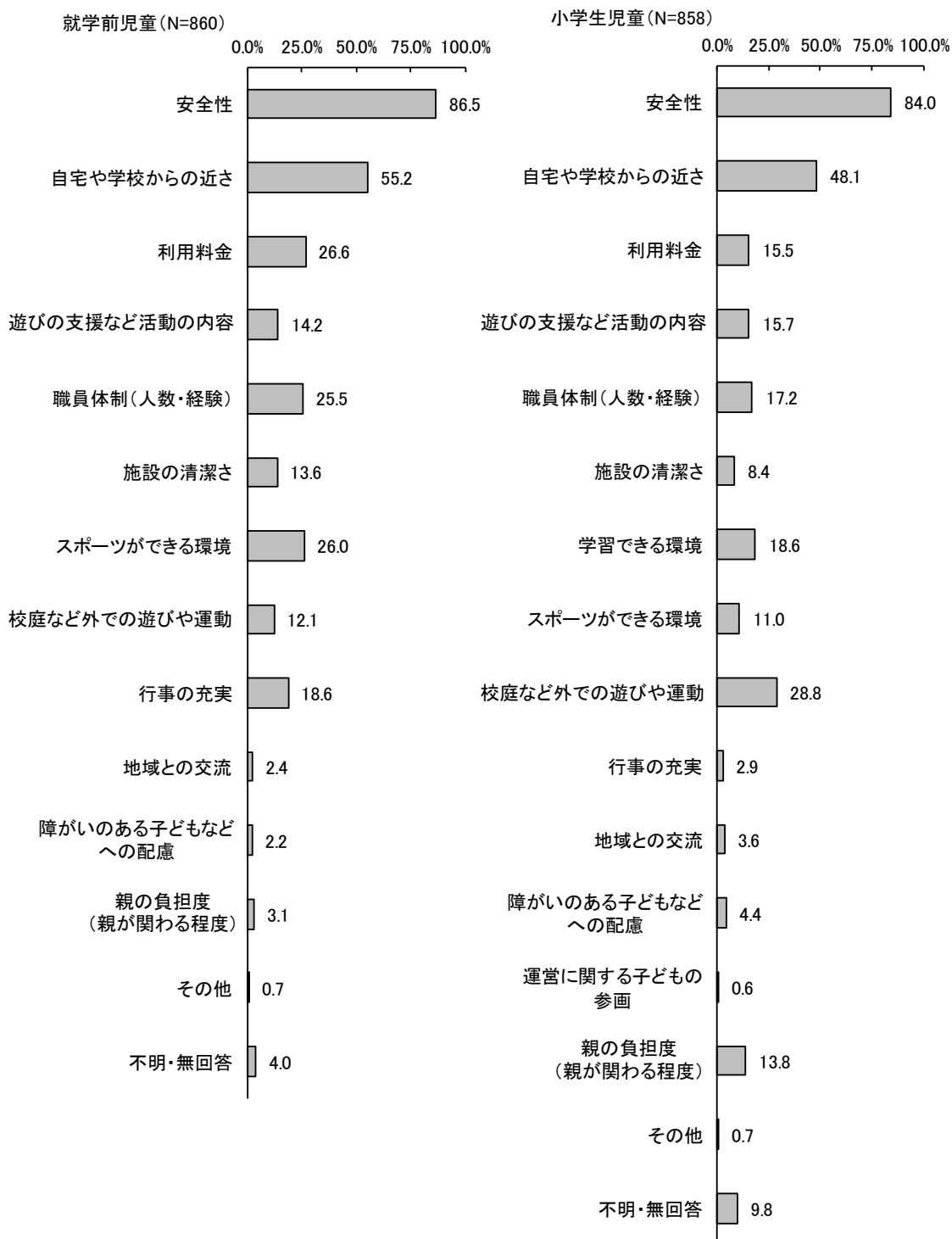
放課後の過ごし方について、自宅が最も高く、放課後児童クラブは約2割となっています。

■ 放課後の過ごし方と過ごさせたい場所（小学生）



子どもが放課後を過ごす場所として重視することについて、就学前・小学生ともに「安全性」「自宅や学校からの近さ」が高くなっています。また、就学前では「利用料金」、小学生児童では「校庭など外での遊びや運動」が次いで高くなっています。

■子どもが放課後を過ごす場所として重視すること

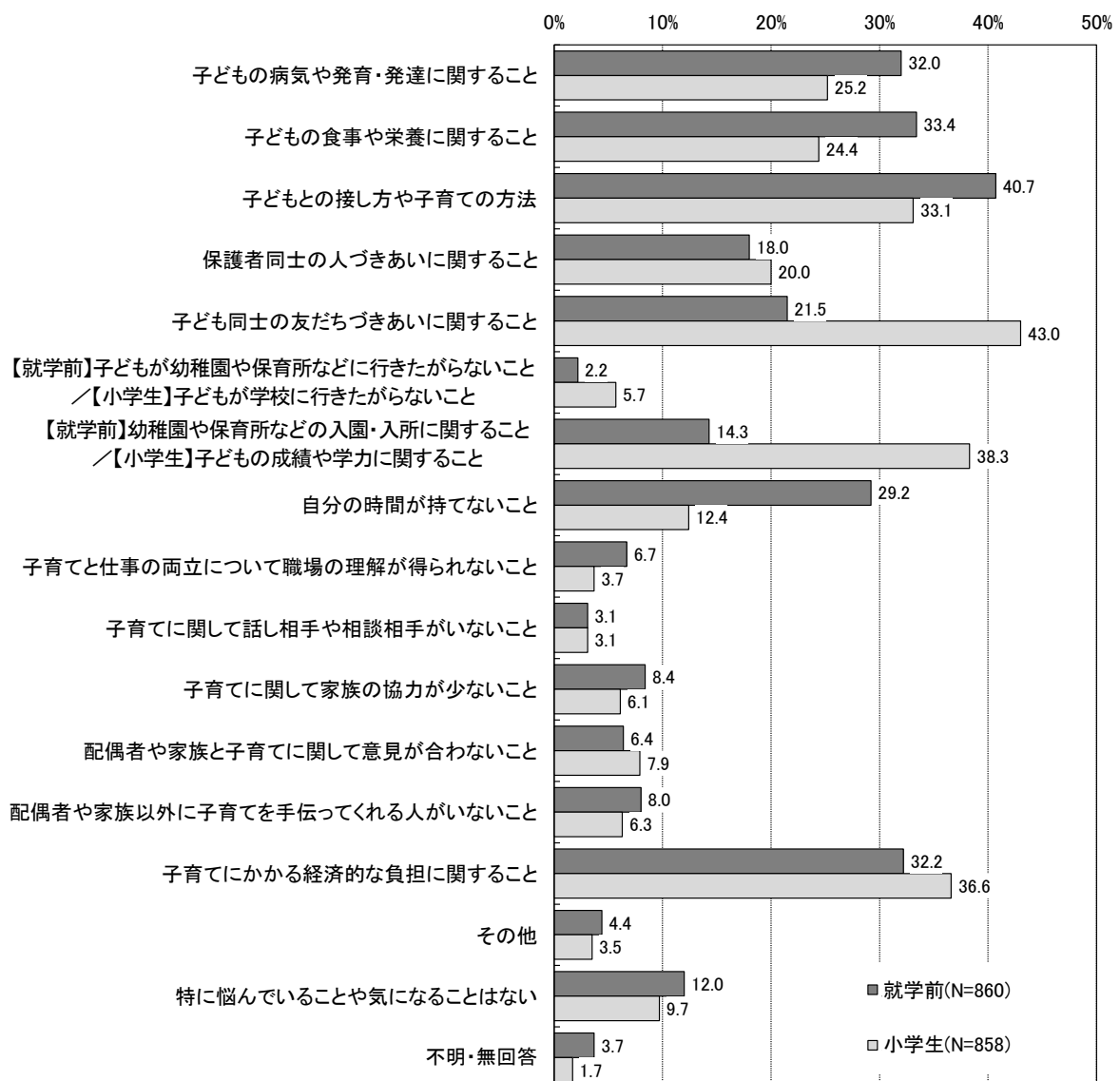


(7) 子育てに対する意識について

子育てに関して、日ごろ悩んでいること、気になることについて、就学前では「子どもとの接し方や子育ての方法」が約4割で最も高く、次いで「子どもの食事や栄養に関すること」「子育てにかかる経済的な負担に関すること」となっています。小学生では「子ども同士の友だちづきあいに関すること」が4割強と最も高く、次いで「子どもの成績や学力に関すること」「子育てにかかる経済的な負担に関すること」となっています。

就学前を子の年齢別で見ると、子どもが小さいほど、「子どもの病気や発育・発達に関すること」「自分の時間が持てないこと」が高くなる傾向があります。

■子育てに関して、日ごろ悩んでいること、気になること



■子育てに関して、日ごろ悩んでいること、気になること（就学前年齢別）

就学前	単位：%	n	子どもの病気や発育・発達に関すること	子どもの食事や栄養に関すること	子どもとの接し方や子育ての方法	保護者同士の人づきあいに関すること	子ども同士の友だちづきあいに関すること	子どもが幼稚園や保育所などに行きたがらないこと	幼稚園や保育所などの入園・入所に関すること	自分の時間が持てないこと	子育てと仕事の両立について職場の理解が得られないこと	子育てに関して話し相手や相談相手がないこと	子育てに関して家族の協力が少ないこと	配偶者や家族と子育てに関して意見が合わないこと	配偶者や家族以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	子育てにかかる経済的な負担に関すること	その他	特に悩んでいることや気になることはない	不明・無回答
			合計	860	32.0	33.4	40.7	18.0	21.5	2.2	14.3	29.2	6.7	3.1	8.4	6.4	8.0	32.2	4.4
年齢別	0歳	90	43.3	41.1	36.7	13.3	11.1	0.0	41.1	36.7	7.8	6.7	12.2	6.7	5.6	35.6	4.4	14.4	1.1
	1歳	110	32.7	40.9	39.1	20.9	13.6	2.7	28.2	36.4	6.4	6.4	8.2	6.4	9.1	39.1	3.6	7.3	1.8
	2歳	139	30.2	43.9	44.6	19.4	22.3	3.6	24.5	34.5	10.8	4.3	8.6	7.9	9.4	28.8	4.3	5.0	3.6
	3歳	125	30.4	34.4	42.4	15.2	16.0	2.4	8.0	31.2	7.2	0.8	8.8	4.8	7.2	33.6	4.0	11.2	6.4
	4歳	133	31.6	27.1	42.1	20.3	21.1	1.5	4.5	23.3	5.3	2.3	5.3	6.8	7.5	26.3	4.5	15.8	2.3
	5歳	141	27.7	27.0	37.6	17.0	31.2	2.1	1.4	23.4	3.5	1.4	7.8	5.0	8.5	32.6	5.0	17.0	7.1
	6歳以上	89	33.7	19.1	36.0	20.2	32.6	2.2	2.2	23.6	9.0	2.2	12.4	9.0	10.1	34.8	6.7	13.5	1.1

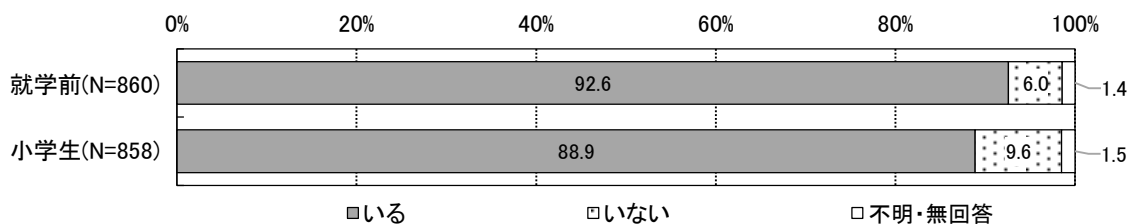
※年齢別不明 33 人を除く

子育てに関して気軽に相談できる人がいるかについて、就学前、小学生ともに「いる」が9割前後となっています。

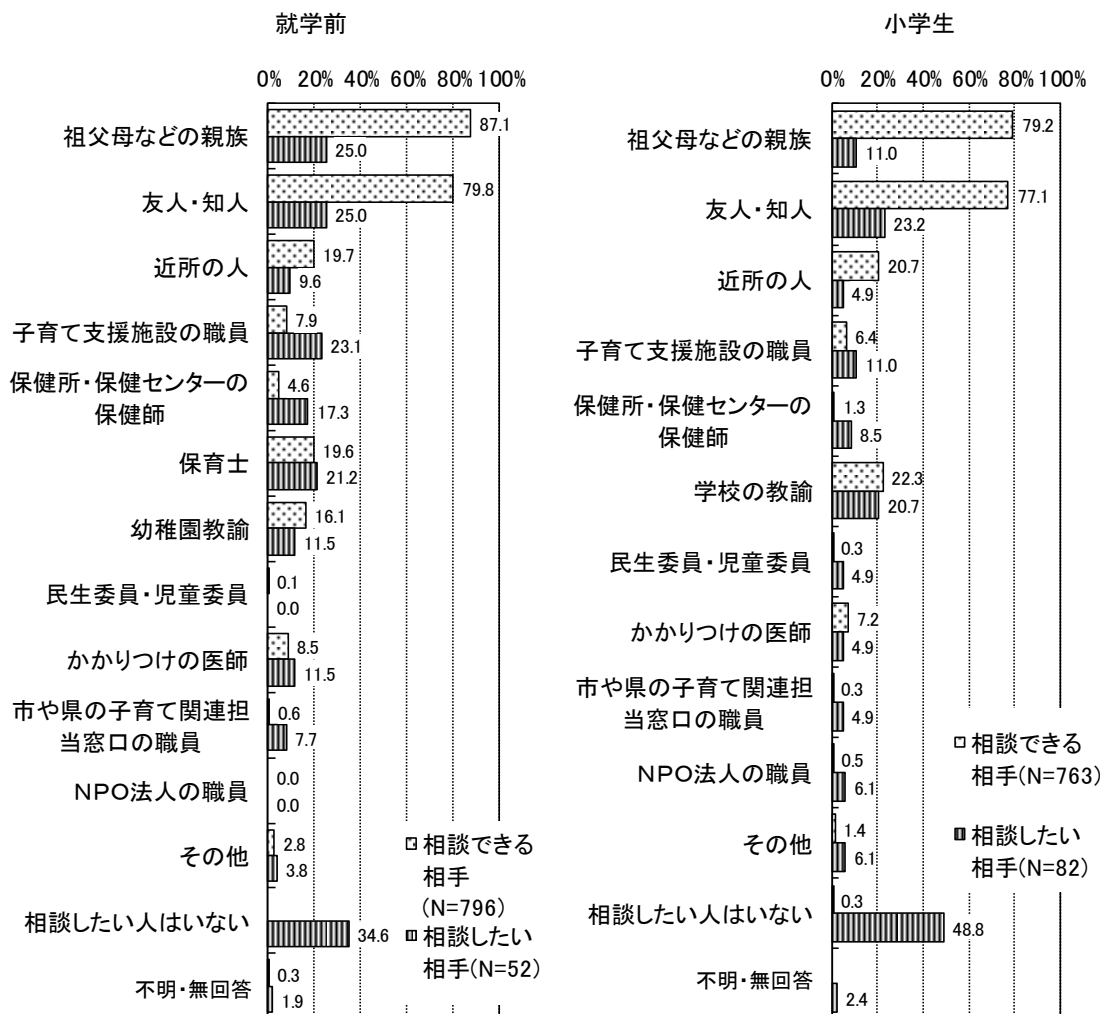
子どもの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人についてみると、就学前では「祖父母などの親族」が最も高く、次いで「友人・知人」「近所の人」となっています。小学生では「祖父母などの親族」が最も高く、次いで「友人・知人」「学校の教諭」となっています。

就学前を子の年齢別でみると、年齢が上がるにつれて、「近所の人」が高くなる傾向があります。また、0～2歳では「子育て支援施設（子育て支援センター、児童センターなど）の職員」の割合が高く3歳以上では「幼稚園教諭」の割合が高くなっています。

■子育てに関して気軽に相談できる人がいるか



■子育てに関する相談できる相手・相談したい相手



■子育てに関する相談できる相手（就学前年齢別）

単位：%		n	祖父母などの親族	友人・知人	近所の人	子育て支援施設（子育て支援センター、児童センターなど）の職員	保健所・保健センターの保健師	保育士	幼稚園教諭	民生委員・児童委員	かかりつけの医師	市や県の子育て関連担当窓口の職員	NPO法人の職員	その他	不明・無回答
就学前	合計	796	<u>87.1</u>	79.8	19.7	7.9	4.6	19.6	16.1	0.1	8.5	0.6	0.0	2.8	0.3
年齢別	0歳	85	<u>92.9</u>	85.9	9.4	11.8	10.6	9.4	2.4	0.0	9.4	0.0	0.0	1.2	0.0
	1歳	103	<u>91.3</u>	72.8	18.4	11.7	3.9	20.4	2.9	0.0	10.7	0.0	0.0	2.9	0.0
	2歳	134	<u>79.9</u>	74.6	14.9	12.7	5.2	23.1	3.7	0.0	6.7	2.2	0.0	3.7	1.5
	3歳	118	<u>91.5</u>	78.0	15.3	7.6	5.1	24.6	16.1	0.8	13.6	0.0	0.0	2.5	0.0
	4歳	118	<u>90.7</u>	83.9	23.7	5.9	3.4	16.1	31.4	0.0	5.9	0.0	0.0	2.5	0.0
	5歳	135	80.0	<u>86.7</u>	23.7	4.4	3.0	19.3	27.4	0.0	5.2	1.5	0.0	1.5	0.0
	6歳以上	83	<u>89.2</u>	75.9	28.9	2.4	3.6	22.9	25.3	0.0	12.0	0.0	0.0	4.8	0.0

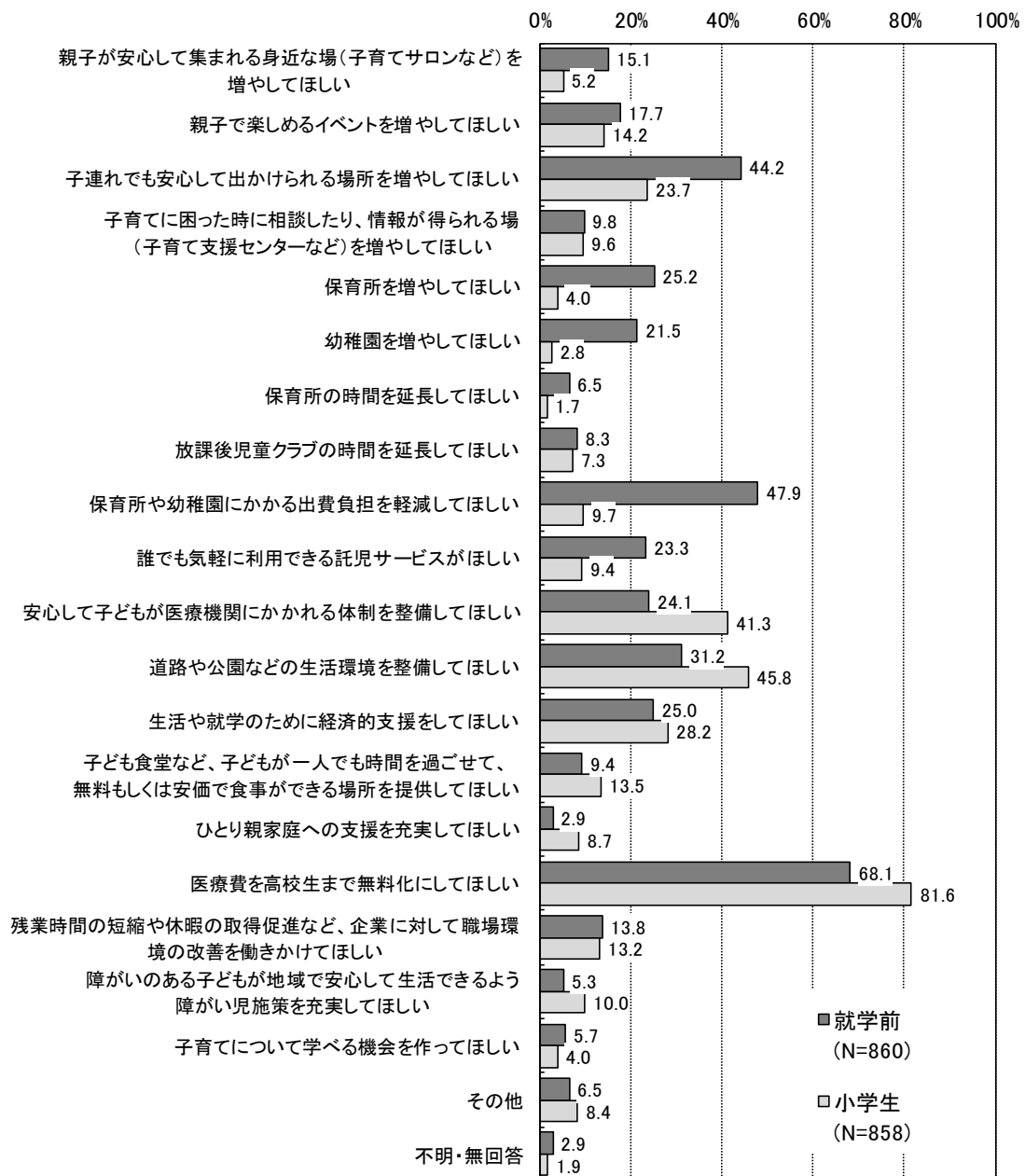
※年齢別不明 20 人を除く

(8) 名取市の子育て支援に関する取組みについて

市に対して、子育て支援の充実を期待することについて、就学前・小学生ともに「医療費を高校生まで無料化にしてほしい」が最も高くなっています。また、就学前では、「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」と続いており、小学生では「道路や公園などの生活環境を整備してほしい」「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」と続いています。

就学前を子の年齢別でみると、子どもが小さいほど、「親子が安心して集まれる身近な場（子育てサロンなど）を増やしてほしい」「子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい」「誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい」が高くなる傾向があります。

■市に対して、子育て支援の充実を期待すること



■市に対して、子育て支援の充実を期待すること（就学前年齢別）

単位:%		n	期待される内容																				
			親子が安心して集まれる身近な場(子育てサロンなど)を増やしてほしい	親子で楽しめるイベントを増やしてほしい	子連れでも安心して出かけられる場所を増やしてほしい	子育てに困った時に相談したり、情報が得られる場(子育て支援センターなど)を増やしてほしい	保育所を増やしてほしい	幼稚園を増やしてほしい	保育所の時間を延長してほしい	放課後児童クラブの時間を延長してほしい	保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい	誰でも気軽に利用できる託児サービスがほしい	安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	道路や公園などの生活環境を整備してほしい	生活や就学のために経済的支援をしてほしい	子ども食堂など、子どもが一人でも時間を過ごさせて、無料もしくは安価で食事ができる場所を提供してほしい	ひとり親家庭への支援を充実してほしい	医療費を高校生まで無料化してほしい	残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	障がいのある子どもが地域で安心して生活できるような障がい児施策を充実してほしい	子育てについて学べる機会を作してほしい	その他	不明・無回答
就学前	合計	860	15.1	17.7	44.2	9.8	25.2	21.5	6.5	8.3	47.9	23.3	24.1	31.2	25.0	9.4	2.9	68.1	13.8	5.3	5.7	6.5	2.9
年齢別	0歳	90	30.0	21.1	43.3	18.9	30.0	18.9	10.0	4.4	45.6	28.9	22.2	22.2	27.8	2.2	0.0	57.8	16.7	1.1	8.9	8.9	2.2
	1歳	110	20.9	22.7	56.4	9.1	38.2	28.2	6.4	7.3	52.7	25.5	25.5	29.1	28.2	12.7	5.5	59.1	17.3	7.3	8.2	7.3	1.8
	2歳	139	16.5	18.7	43.2	8.6	33.1	25.2	10.8	7.2	51.1	30.9	22.3	24.5	21.6	7.9	0.7	69.8	15.1	3.6	3.6	8.6	1.4
	3歳	125	10.4	14.4	50.4	12.8	16.8	20.8	4.0	4.0	52.8	25.6	15.2	26.4	25.6	8.8	0.8	68.8	12.8	5.6	5.6	4.8	2.4
	4歳	133	11.3	15.0	39.8	7.5	22.6	21.1	5.3	13.5	48.9	20.3	26.3	37.6	22.6	6.8	3.0	69.9	8.3	3.8	6.8	6.8	3.0
	5歳	141	13.5	21.3	40.4	7.8	23.4	21.3	5.0	9.2	48.2	14.9	28.4	38.3	22.7	12.8	5.0	73.0	14.9	6.4	3.5	6.4	3.5
	6歳以上	89	7.9	9.0	34.8	7.9	15.7	12.4	2.2	12.4	34.8	19.1	29.2	36.0	32.6	13.5	6.7	73.0	14.6	10.1	3.4	2.2	5.6

※年齢別不明 33 人を除く

5 第1期子ども・子育て支援事業計画の達成状況

第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は計画全体で151施策中144施策が実施されています。

	全事業数	継続	一部変更	検討	休止・廃止	新規 (事業開始)
計画全体	151 (6)	134 (5)	10 (1)	5 (0)	2 (0)	0 (0)
基本目標1 地域における子育て支援	42 (1)	32	5 (1)	4	1	0
1 地域における子育て支援の充実 重点	7	3	3	0	1	0
2 教育・保育事業の充実 重点	15	12	1	2	0	0
3 子育て支援のネットワークづくり	2	2	0	0	0	0
4 子どもの健全育成	18 (1)	15	1 (1)	2	0	0
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	32	27	4	1	0	0
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 重点	17	15	2	0	0	0
2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	4	4	0	0	0	0
3 「食育」の推進	8	6	1	1	0	0
4 小児医療の充実	3	2	1	0	0	0
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	24	24	0	0	0	0
1 次代の親の育成	3	3	0	0	0	0
2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	12	12	0	0	0	0
3 家庭や地域の教育力の向上	5	5	0	0	0	0
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	4	4	0	0	0	0
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	8	8	0	0	0	0
1 安全・安心な生活環境の整備	8	8	0	0	0	0
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援	6	5	1	0	0	0
1 職業生活と家庭生活の両立の推進	6	5	1	0	0	0
基本目標6 子ども等の安全の確保	12 (1)	12 (1)	0	0	0	0
1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	3	3	0	0	0	0
2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	7	7	0	0	0	0
3 被害に遭った子どもの保護の推進	2 (1)	2 (1)	0	0	0	0
基本目標7 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進	27 (4)	26 (4)	0	0	1	0
1 児童虐待防止対策の充実	4 (2)	4 (2)	0	0	0	0
2 ひとり親家庭の自立支援の推進	7 (1)	6 (1)	0	0	1	0
3 障がい児施策の充実	16 (1)	16 (1)	0	0	0	0

※ () は再掲の事業数

6 子ども・子育て支援の課題

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

【社会情勢や統計より】

- 男女共同参画の視点に立ち、子育てしながら働きやすい職場環境づくりが必要です。
- 女性の就業率は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇し、女性の社会進出が進んでいることが分かります。

【アンケート調査より】

- 就学前、小学生ともに3割台の母親がフルタイムで就労しています。また、現在働いていない母親についても、将来的に就職したいと希望する人も一定数いることがうかがえます。保護者の就労状況の変化により保育ニーズの増加が予測されることから、受け入れ体制を整備することが重要です。
- 幼児教育・保育の無償化にあたって利用したい施設やサービスとして「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」が実際の利用を大きく上回っています。延長保育や一時預かりなどのニーズが高まることがうかがえます。
- 医療費の無償化をはじめとした子育て世帯への経済的援助を求める声も多くみられます。子育て家庭の経済的な負担の軽減を図る取り組みを充実、周知させることが必要です。

【課題への取り組み】

- 1-1 地域における子育て支援の充実
- 1-2 幼児教育・保育事業の充実
- 2-4 小児医療の充実

(2) 子どもの健やかな育ちへの支援の充実

【社会情勢や統計より】

- 子どもの健やかな育ちのためには、子どもや母親の健康の確保や増進が不可欠です。また、健康診査や訪問指導を通じて、子育ての不安や悩みの相談に応じ、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげることも必要となります。
- 虐待や貧困などの課題を抱える子どもや、障がいのある子どもなど、家庭環境や個々の事情、状況に応じた対応が求められています。
- 子どもが保育所から小学校に上がる際に、共働き家庭等の保護者が放課後の預け先に悩み、働き続けるのが難しくなる「小1の壁」という問題が近年問題視されています。
- 共働き家庭等の増加により、放課後児童健全育成事業の利用者も増加傾向にあります。引き続き、放課後児童健全育成事業において安全確保及びより良い環境の整備を行うとともに、子どもが放課後を安全に過ごせるよう、居場所づくりが必要です。

【アンケート調査より】

- 子育てに関して日ごろ悩んでいること、気になることについて、就学前では「子どもとの接し方や子育ての方法」が、小学生では「子ども同士の友だちづきあいに関すること」が最も高くなっています。また、就学前の子どもを年齢別でみると、子どもの年齢が小さいほど、「子どもの病気や発育・発達に関すること」「自分の時間が持てないこと」が高くなる傾向があり、子どもの年齢や成長段階に応じた支援が求められます。
- 子育て支援の充実を期待することについて、とくに小学生において「道路や公園などの生活環境の整備」という回答が高くなっており、子どもが安心して元気に遊び、様々な体験を通して人間関係や社会性を築くことができる場が求められています。

【課題への取り組み】

- 1-4 子どもの健全育成
- 2-1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- 4-1 安全・安心な生活環境の整備
- 7-1 児童虐待防止対策の充実
- 7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進
- 7-3 障がい児施策の充実
- 7-4 子どもの貧困対策の充実

（3）子育て家庭への支援の充実

【社会情勢や統計より】

- 社会状況の変化や保護者等の就労状況、価値観の多様化などにより、子育て家庭におけるニーズは複雑化、多様化しています。
- 経済的な不安などの暮らしにかかわる内容や家庭における子どもとの向き合い方など、子育て家庭が抱える不安や悩みも多岐にわたっています。保護者が求める子育て支援については、気軽に相談ができる環境づくりと専門的な情報提供を含めた体制づくりが求められます。
- 同じ悩みを持つ親同士の交流の場やつながりを求める保護者も多くみられます。

【アンケート調査より】

- 地域子育て支援拠点を利用している人は1割弱、今後利用したい人及び今後利用を増やしたい人は3割強となっており、地域子育て支援拠点を広く周知していくことが求められます。
- 幼児教育・保育サービスを利用していない0～2歳児においては、地域における子育て支援の場として、子育て支援施設の職員を相談先としている割合が高いほか、親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしいというニーズも高くなっています。

【課題への取り組み】

- 1-1 地域における子育て支援の充実
- 1-2 幼児教育・保育事業の充実

第3章 これから目指す計画

1 計画の基本理念

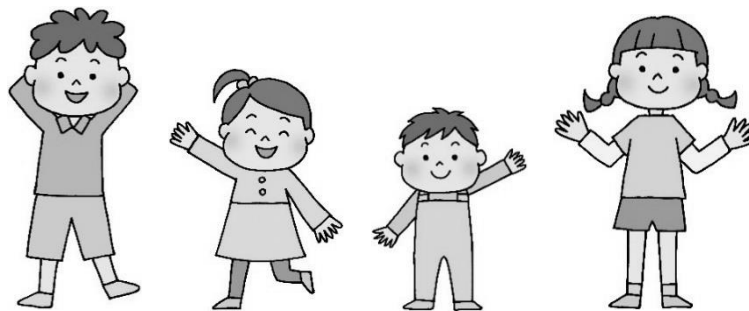
本市では、平成 27 年に「名取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念を「子どもの輝きと市民の笑顔あふれるまち名取 子育ての輪をつなげよう 伝えよう 広げよう 支え合おう」として、子育て支援、児童福祉を推進してきました。

子どもは、未来を担う大切な宝です。名取市で安心していつまでも笑顔で暮らせることは、子どものためにも非常に大切なことです。

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目的に、基本理念を次のとおりに設定します。

◇基本理念

未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つふるさと なとり



2 計画の基本目標

本計画では基本理念の実現に向けて次世代育成支援行動計画を引継ぎ、以下の7つの基本目標に基づき様々な施策を総合的に推進します。

基本目標1 地域における子育て支援

子育て家庭等の子育て支援に対するニーズを踏まえ、幼児教育・保育事業や地域子育て支援拠点事業、子育て相談の充実を図るとともに、NPO法人やボランティア団体、子育てサークルを支援し、これらの団体が連携して地域全体で子育てを支えるまちづくりを目指します。

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

結婚、妊娠、出産、子育てに対し、より前向きに考えられるよう、妊娠、出産に関する正しい知識を普及し、産前産後のサポートから、母子の健康、その後の子育てへの支援に至るまで、関係機関が連携して切れ目ない支援を推進します。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが自己肯定感を高め、主体性や創造性、協力してものごとに取り組む姿勢を身に付けることは大切です。家庭、学校、地域の連携を深め、多様な体験学習の機会の拡大、教育環境の整備を推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子育てを安心して行うためには、安全で快適な環境整備が必要です。安全安心に過ごすことができる生活環境整備を図ります。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立支援

幼児教育・保育の無償化により、共働き世帯がますます増加することが予想されます。働きながら子どもを育てる家庭を支えるため、幼児期の教育・保育や学童保育の充実をはじめ、子育て家庭がゆとりを持って子育てできる環境づくりを進めます。

基本目標6 子ども等の安全の確保

子どもが健やかに育つためには、親子が安心して外出、移動できる環境の整備が必要です。市や警察、教育機関等が連携して、子どもの安全を確保する事業に取り組みます。

基本目標7 困難を有する子どもやその家族への支援

地域の中で子育て支援の取り組みがなされるよう、子育て家庭と地域のつながりを進め、困難を抱える子どもや家庭が地域で孤立しないよう努めます。

子どもの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されずに、全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもの貧困対策を推進します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
未来へつなぐ 子どもが笑顔で育つふるさと なとり	1 地域における子育て支援	1 地域における子育て支援の充実 重点施策 2 幼児教育・保育事業の充実 重点施策 3 子育て支援のネットワークづくり 4 子どもの健全育成 重点施策
	2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 重点施策 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 3 「食育」の推進 4 小児医療の充実
	3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 3 家庭や地域の教育力の向上 4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4 子育てを支援する生活環境の整備	1 安全・安心な生活環境の整備
	5 職業生活と家庭生活との両立支援	1 職業生活と家庭生活の両立の推進
	6 子ども等の安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進 3 被害に遭った子どもの保護
	7 困難を有する子どもやその家族への支援	1 児童虐待防止対策の充実 2 ひとり親家庭の自立支援の推進 3 障がい児施策の充実 4 子どもの貧困対策の充実

4 重点施策

① 地域における子育て支援の充実 【施策1-1】

◆課題と方向性

地域の支え合い機能が希薄化するなか、すべての家庭の子育てを地域全体として支えていくため、「地域の子どもは地域で育てる」という意識の向上を図り、子育て家庭を支援することが重要です。

地域に合わせた適切な事業・サービスを選択することができるよう、利用者支援事業、地域子育て支援事業を中心とした、情報提供および相談事業を実施していきます。

◆重点事業

- 1-1-1 利用者支援事業
- 1-1-2 地域子育て支援拠点事業
- 1-1-5 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

② 幼児教育・保育事業の充実 【施策1-2】

◆課題と方向性

人口の増加に加え、幼児教育・保育の無償化にともない、幼児期の教育・保育ニーズは今後も増加することが見込まれます。これらに対応するため、幼児教育・保育の量の拡充と質的向上を図るとともに、一時預かりや障がい児保育などの事業の充実を図ります。

◆重点事業

- 1-2-1 認可保育所の運営
- 1-2-2 地域型保育事業
- 1-2-3 認定こども園の運営
- 1-2-5 障がい児保育事業
- 1-2-7 保育士研修事業
- 1-2-8 一時預かり事業（預かり保育事業）
- 1-2-9 時間外保育事業（延長保育事業）
- 1-2-11 多様な主体が参画することを促進するための事業
- 1-2-14 事業所内保育施設への支援

③ 子どもの健全育成 【施策1-4】

◆課題と方向性

子どもが保育所から小学校に上がる際に、共働き家庭等の保護者が放課後の預け先に悩み、働き続けるのが難しくなる「小1の壁」という問題が近年言われています。

こうした家庭に対する切れ目ない支援を継続するために、学齢や親の就労状況等に応じた需要の把握に努め、放課後児童健全育成事業をさらに充実させていきます。

また、親の就労状況にかかわらず放課後の過ごし方が多様化しているなかで、総合的な放課後児童対策としての子どもの放課後の居場所づくりを地域との関わりのなかで進めて、子どもの健全な育成につなげていきます。

◆重点事業

- 1-4-1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 1-4-2 児童センターの運営
- 1-4-3 児童センター整備事業

④ 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 【施策2-1】

◆課題と方向性

核家族化が進行し、親族からの支援が受けにくい環境にある人が多くなっています。子育ての不安を抱え、ケアを必要としている人を早期に把握し、支援につなぐ仕組みづくりが必要とされています。

そのため、妊娠、出産、子育て期における母子保健事業の充実と、関係機関の有機的な連携体制の強化により、子どもが健やかに成長できるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を推進します。

◆重点事業

- 2-1-1 子育て世代包括支援センター事業
- 2-1-3 妊婦一般健康診査
- 2-1-4 マタニティ相談
- 2-1-8 3か月児健康診査
- 2-1-9 7か月児相談
- 2-1-10 幼児健康診査

第4章 次世代育成支援の施策展開

基本目標 1 地域における子育て支援

施策の方向 1 地域における子育て支援の充実 **重点施策**

子育てを取り巻く様々な問題に対処するため、地域子ども・子育て支援事業（13事業）※を中心に子育て家庭への支援を図っていきます。

※地域子ども・子育て支援事業（13事業）とは、子ども・子育て支援法に基づき市町村が地域の実情に応じ策定した市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

（以降の表の◎は地域子ども・子育て支援事業（P60 第5章を参照））

事業Noの☆は第3章4「重点施策」における重点事業を指します。

事業No	事業	事業の内容	担当課
1-1-1 ☆◎	利用者支援事業	子育てコーディネーターにより、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子育て家庭が子ども・子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談、助言を行う。	こども支援課
1-1-2 ☆◎	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援センターにおいて、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する。	こども支援課
1-1-3 ◎	養育支援訪問事業（育児ヘルプサービス事業）	出産後の保護者の疾病やその他の理由により、乳児の養育に支障が生じたとき、その家庭において家事援助及び育児支援を行う。	保健センター
1-1-4 ◎	病児保育事業	保育が必要な児童が病気の時（病児対応）、病気の回復期（病後児対応）に、当該児童を保育所等の専用スペース等で一時的に保育する。	こども支援課
1-1-5 ☆◎	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して遊び及び生活の場を提供する。	こども支援課
1-1-6 ◎	子育て援助活動（ファミリー・サポート・センター事業）	地域において、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、育児や介護について助け合う会員組織事業を行う。	こども支援課

施策の方向2 幼児教育・保育事業の充実 **重点施策**

幼児期の教育・保育の量の確保対策として、認可保育所等の整備を進めてきました。引き続きニーズ量を見極めながら、民間事業者の活用も含めた整備方針を検討し、必要量の確保に努めます。

関係機関と連携して専門性を高めることで、幼児期の質の高い教育・保育の提供につなげます。

事業No	事業	事業の内容	担当課
1-2-1 ☆	認可保育所の運営	認可保育所において保育の必要な乳幼児を保育する。	こども支援課
1-2-2 ☆	地域型保育事業	保育の必要な0～2歳児を家庭的な雰囲気の中なかで保育する。 (小規模保育、家庭的保育、事業所内、居宅訪問型保育事業)	こども支援課
1-2-3 ☆	認定こども園の運営	認定こども園において保育の必要な乳幼児を保育する。	こども支援課
1-2-4	乳児保育事業	産後休暇や育児休業終了後の就労に対応するために0歳児からの保育を行う。	こども支援課
1-2-5 ☆	障がい児保育事業	保育が必要な3歳以上の知的障がい・身体障がい児等で、原則として障がいが軽、中程度で集団保育可能な児童を保育する。また、3歳児未満の保育についても検討する。	こども支援課
1-2-6 検討	休日保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、日曜、祝日を含め年間を通して開所し、保育が必要な児童を預かることについて検討する。	こども支援課
1-2-7 ☆	保育士研修事業	多様化する保育ニーズに的確に対応していくため、保育関係職員による各種会議や研修を行う。	こども支援課
1-2-8 ☆◎	一時預かり事業 (預かり保育事業)	◆一時預かり事業(一般型)◆ 家庭保育を行っている家庭で一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育所等で預かり、必要な保育を行う。 ◆一時預かり事業(幼稚園型)◆ 子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園等で、一時的に子どもの保育が困難になった場合や、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに教育標準時間を超えて教育を行う。	こども支援課

事業No	事業	事業の内容	担当課
1-2-9 ☆◎	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育の必要性の認定による保育必要量(保育標準時間、保育短時間)を超えて児童を預かる。	こども支援課
1-2-10 検討 ◎	実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成することを検討する。	こども支援課 学校教育課
1-2-11 ☆◎	多様な主体が参 画することを促 進するための事 業	新規参入事業者の支援を行い特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。	こども支援課
1-2-12	保育所地域活動 事業	保育所で老人クラブや中高校生との交流活動を行う。	こども支援課
1-2-13	認可外保育施設 への支援	認可外保育施設に対し4歳未満児の保育に係る経費を助成する。	こども支援課
1-2-14 ☆	事業所内保育施 設への支援	事業所内保育施設に対し4歳未満児の保育に係る経費を助成する。	こども支援課
1-2-15	幼児教育振興助 成事業(施設分)	施設整備費又は備品購入費として、市内幼稚園に対して助成する。	こども支援課
1-2-16	幼児教育・保育 の無償化	国の方針に則り、3歳から5歳までの全ての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象とした保育所等の保育料を無償化する。	こども支援課
1-2-17	副食費の一部 免除	幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた副食費について、年収360万円未満相当の世帯の子どもと所得に関わらず第3子以降の子どもについて免除する。	こども支援課

施策の方向3 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭の不安や悩みを解消するためには、子育てに関する関係機関からの様々な支援が必要となります。そのため、各関係機関が連携し子育てに関する情報提供、交流事業の充実を図ります。

事業No	事業	事業の内容	担当課
1-3-1	子ども・子育て会議	子どもの保護者、事業者、関係行政機関の職員等により構成され、本計画に基づく施策の点検、評価、提言をいただく。	こども支援課
1-3-2	子育て支援ネットワーク委員会	保健、福祉、教育の各関係機関の代表者によるネットワークを組織し、子育てに関する情報提供及び交流事業を実施する。	こども支援課
1-3-3	子育て支援に関する情報提供の充実	子育てに関する情報を市のホームページや e なとりっこに集約し情報提供を行う。	こども支援課

施策の方向4 子どもの健全育成 **重点施策**

青少年の健全育成や子どもの居場所を確保するため、児童センター等の施設整備を行います。児童が放課後等を安心かつ安全に過ごし、自然体験など多様な体験や活動ができるよう努めます。

虐待防止の取組やいじめ問題、少年非行の立ち直り支援、不登校等への対応についても地域社会全体で対処することが必要であるため、関係機関や地域ボランティア等の連携を推進します。

事業No	事業	事業の内容	担当課
1-4-1 ☆◎ 1-1-5再掲	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校児童に、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して遊び及び生活の場を提供する。	こども支援課
1-4-2 ☆	児童センターの運営	自由来館の児童を広く受け入れ、子どもの健全育成を図る。	こども支援課
1-4-3 ☆	児童センター整備事業	小学校区単位に児童センターの整備を図る。児童が多い施設については、施設の整備や職員の確保に努める。	こども支援課
1-4-4 検討	放課後子供教室	小学校の余裕教室等で放課後の学習や体験活動の実施を検討する。	こども支援課 生涯学習課
1-4-5	地域活動クラブの支援	各地区の児童センターを拠点に、地域の方々の協力を得ながら伝統行事、親子の親睦活動や、児童文化活動等を行い地域の児童福祉の向上を図る。	こども支援課

事業No	事業	事業の内容	担当課
1-4-6	子ども祭りの開催	各地区で開催される地区子ども祭りに対し助成する。	こども支援課
1-4-7	図書館の活用	市民の学習ニーズに対応した蔵書及び視聴覚資料の充実とともに、幼児、児童等に図書館に親しんでもらう事業を展開する。また、視聴覚教育振興の一助とする。	生涯学習課
1-4-8	青少年健全育成事業の推進及び団体の育成	心身ともに健全な青少年の育成を図るため、関係機関一丸となり、様々な事業の展開や団体の育成を図る。	生涯学習課
1-4-9	市民総合スポーツ祭	世代や障がいを超え、見るスポーツから参加するスポーツへの動機づくりとコミュニティ活動の活性化を促す。	文化・スポーツ課
1-4-10	スポーツ大会・スポーツ教室の開催	小・中・義務教育学校の児童生徒の運動の基本と体力向上を図るとともに、参加者相互の親睦、融和を深め青少年の健全育成に寄与する。	文化・スポーツ課
1-4-11	スポーツ少年団の育成	小学校児童の体力及び技術の向上を図り、青少年の健全育成に寄与する。	文化・スポーツ課
1-4-12	学校施設の開放	地域スポーツの振興を図るため、学校施設を市民に開放する。	文化・スポーツ課
1-4-13	ジュニアリーダーの育成	地域のリーダーとして活動する中高校生の育成を図る。	生涯学習課
1-4-14	民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談支援を行う。 主任児童委員は子どもや子育て家庭に対する相談支援活動を専門に担当する。	社会福祉課
1-4-15	社会を明るくする運動	法務省が主唱する犯罪や非行のない明るい社会を築く運動を展開する。	社会福祉課
1-4-16	家庭児童相談	家庭における人間関係の健全化及び児童福祉の適正化等の相談、指導、支援を実施する。	こども支援課
1-4-17	青少年相談	青少年（幼児を含む小中高校生）が抱えている問題や悩みごとについての定例相談を実施する。	生涯学習課

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

施策の方向 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 重点施策

安心して出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センター事業の充実を図ります。また、子どもが健やかに成長・発達できるよう、母子保健事業の充実を図ります。

事業No	事業	事業の内容	担当課
2-1-1 ☆	子育て世代包括支援センター事業	母子保健コーディネーター、母子保健支援員を配置し、関係機関と連携して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談・支援を実施する。	保健センター
2-1-2	母子健康手帳交付	妊婦の届出に応じ、妊婦、乳幼児期の記録となる母子健康手帳を交付する。	保健センター
2-1-3 ☆◎	妊婦一般健康診査	医療機関で受けられる妊婦健康診査（14回、多胎児妊婦の場合は7回追加）の助成を実施する。	保健センター
2-1-4 ☆	マタニティ相談	母子健康手帳交付時に個別相談票を作成し、妊婦の個別ケアと相談を実施する。	保健センター
2-1-5	妊婦歯科健康診査事業	妊婦を対象として、指定医療機関にて個別健診を実施する。	保健センター
2-1-6 ◎	乳児家庭全戸訪問事業	授乳や育児に対する不安の軽減を図るため乳児のいる家庭を訪問し保健指導を行う。	保健センター
2-1-7	2か月・8か月児健康診査（医療機関委託）	疾病の早期発見、早期治療促進のため、かかりつけ医での健康診査を行う。	保健センター
2-1-8 ☆	3か月児健康診査	安心して育児ができるよう健康診査及び育児に対する情報提供や保健指導を行う。	保健センター
2-1-9 ☆	7か月児相談	離乳食指導や歯科指導を中心とした育児相談を行う。	保健センター
2-1-10 ☆	幼児健康診査	1歳8か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査・3歳6か月児健康診査に合わせ歯科指導や幼児期の発育発達に応じた育児の援助を行う。	保健センター
2-1-11	乳幼児訪問	発達や発育に心配のある乳幼児の保護者等への支援及び育児不安への支援のため、訪問を実施する。	保健センター

事業No	事業	事業の内容	担当課
2-1-12	特定不妊治療費助成事業	宮城県の不妊治療助成金受給者を対象に1回10万円（治療内容により5万円）を上限に助成する。	保健センター
2-1-13	発達支援事業（ことばの相談室）	ことばの発達に問題をもつ子どもの原因を明らかにして、保護者の不安除去に努める。	保健センター
2-1-14	発達支援事業（幼児発達相談）	発達に課題を抱える子どもの精神発達や心理状況を明らかにし、発達を支援する。身近な地域で相談ができるよう事業の充実を図る。	保健センター
2-1-15	子どもの事故防止啓発事業	7か月児相談時の集団指導やパンフレットの配布により発達段階に応じた事故予防の啓発を実施する。	保健センター
2-1-16	予防接種の実施	「予防接種法に基づく予防接種」を行い、未接種者に対して積極的に勧奨する。	保健センター
2-1-17	むし歯予防事業	フッ素相談及び乳幼児健診や育児サークル等での親子の歯磨き指導を実施する。	保健センター

施策の方向2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期、思春期においては心と体の成長に伴い様々な悩みが生じます。悩みに対し地域、学校、関係機関の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりに努めます。

事業No	事業	事業の内容	担当課
2-2-1	歯科健康教育事業	関係機関や地区組織等との連携により歯科健康教育を実施する。	保健センター
2-2-2	メンタル相談	自我の形成される児童から青年期の心身の問題を解決するため臨床心理士による相談を実施する。	保健センター
2-2-3	性に関する教育	小・中・義務教育学校の「保健」や「学級活動」の時間等で「思春期の心と体の問題」と関連させて「性」に関する授業を行う。	学校教育課
2-2-4	薬物に関する教育	小・中・義務教育学校の「保健」の時間において、薬物の危険性やタバコの害についての指導を行う。	学校教育課

施策の方向3 「食育」の推進

親が子どもの成長に応じた食生活全般にわたる知識や正しい食習慣を身に付けることができるよう、食育指導や親子の調理実習を通して、発育、発達過程に応じた食生活の知識、技術の習得を促進します。

事業No	事業	事業の内容	担当課
2-3-1	乳幼児健診を活用しての食育指導	乳幼児健診時、食についての個別指導又は集団指導を通して成長に応じた食育を行う。	保健センター
2-3-2	離乳食セミナー	生後 10 か月児前後の子どもをもつ保護者を対象に離乳食セミナーを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 10 か月児前後の発達と離乳食の意義、幼児食への移行の仕方が理解できる。 試食を通して、その時期の離乳食の硬さ、味付けが理解できる。 体重、身長伸びを見ることで、幼児への太り気味以上を減少させる。 	保健センター
2-3-3	キッズクッキング	3歳から3歳 5 か月の幼児を対象に調理実習を行う。発達、発育に応じた食事の量などを啓発する。	保健センター

事業No	事業	事業の内容	担当課
2-3-4	保育所での食や栄養についての指導	保育所で栄養士等により食や栄養の指導を行う。	こども支援課
2-3-5	料理教室	地域組織と連携し、その時期にあった食の大切さや量を伝え、お弁当や野菜料理等の料理教室を行う。 ・親子料理教室 ・PTA・子ども会料理教室 ・育児サークル親子料理教室	保健センター
2-3-6	地域活動事業（食生活改善推進員）の推進	食生活改善推進員による（児童等を対象とした）適切な食習慣の形成に向けた講義及び調理実習を行う。	保健センター
2-3-7	学童のおやつづくり	児童センター等において地域組織と連携し、伝承料理やおやつづくりを実施する。	こども支援課
2-3-8	食や栄養についての指導	小・中・義務教育学校において、栄養士を招き、家庭科の授業や給食指導のなかで「食」についての指導を行う。	学校教育課
2-3-9	おやこの野菜でいきいきセミナー	市内幼稚園児及び保護者を対象に、野菜摂取の必要性、必要量などについて講話、調理実習を通して学習する。	保健センター

施策の方向4 小児医療の充実

子育て家庭の経済的支援のため、病気やケガなどで医療機関に支払う医療費の助成を継続します。対象を高校生まで拡大することなど、経済的負担の軽減について検討します。

事業No	事業	事業の内容	担当課
2-4-1	医療費助成（乳幼児等医療費助成）	乳幼児等の医療費の一部を助成し、健康の保持と家庭医療費の軽減を図る。	こども支援課
2-4-2	医療費助成（母子・父子家庭医療費助成）	配偶者のない女子又は男子で、現にその児童を扶養している方とその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）、父母のいない児童の医療費のうち、保険診療による自己負担分を外来では1か月1,000円を超えた金額、入院では1か月2,000円を超えた金額について助成する。	こども支援課
2-4-3	小児医療における近隣市、関係機関との連携	医療圏での小児科医の不足を解消するため、広域体制整備を県に働きかける。	保健センター

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の方向1 次代の親の育成

家庭や職場等での男女共同参画を推進するために、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生き育てることの意義について各分野が連携して、講座、研修会等の実施や、広報等で意識の啓発を行います。

事業No	事業	事業の内容	担当課
3-1-1	家庭生活における男女共同参画の啓発・促進	男性の家庭生活への参画を促進するような啓発を行う。また、「男女共同参画」等のイベントを通し、子育ては父母の共同責任が重要という認識を共有する。	市民協働課
3-1-2	世代間交流	保育所、児童センターにおいて、中高校生が乳幼児や小学校児童とふれあえる機会を設ける。	こども支援課
3-1-3	子育て・親育ち講座（家庭教育講座）	幼稚園、小・中・義務教育学校等多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育講座を実施し、学習の機会を提供する。特に、就学前児童をもつ親に対して、子育てに関する学習機会や情報の提供を家庭教育支援チーム員を通して普及や啓発に努める。	生涯学習課

施策の方向2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

いじめ、暴力行為、不登校等に対応するため、専門家による相談体制の強化や学校、家庭、地域及び関係機関のネットワークづくりを強化し、保護者や地域住民の参画を得た地域とともにある学校づくりを推進します。

事業No	事業	事業の内容	担当課
3-2-1	指導主事学校訪問	仙台教育事務所の指導主事学校訪問の際、市教委指導主事も同行し、基礎、基本の定着を図る学習指導の推進と充実を目的として指導を行う。	学校教育課
3-2-2	外国語指導助手（ALT）の招致事業	小・中・義務教育学校の児童生徒に生きた外国語に接する機会を設け、英語教育の充実を図ることを目的に招致する。	学校教育課
3-2-3	子ども読書活動の推進	読書活動推進関係機関、団体及び家庭との連携協力のもと、子どもに対し、進んで本にふれあう気持ちを育てる。	生涯学習課

事業No	事業	事業の内容	担当課
3-2-4	小学校への文化芸術教育支援事業	宮城県巡回小劇場、宮城県青少年劇場小公演を開催する。	文化・スポーツ課
3-2-5	体験学習の推進	ボランティア活動や職場体験、農業体験等を通して、豊かな人間性を高める。	学校教育課
3-2-6	スクールカウンセラー活用事業（生徒相談事業）	児童生徒の臨床、心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーがカウンセリングを実施する。併せて、保護者に対する助言、援助も行う。	学校教育課
3-2-7	不登校生徒への指導員の定期的な訪問	不登校生徒への訪問指導を行う。	学校教育課
3-2-8	各公民館の生涯学習の提供	各ライフステージに即した学習目標を設定することで、時代の変化に適応する能力、心身ともに健康であるために必要な生活習慣等を身に付ける。	生涯学習課
3-2-9	学校評議員制の運用	学校運営に保護者や地域住民等の学外の意見を取り入れるため、小・中・義務教育学校に学校評議員制を実施、運用する。	学校教育課
3-2-10	教育用コンピュータの整備	情報教育を推進するため、各小・中・義務教育学校に教育用コンピュータを整備する。	学校教育課
3-2-11	学校施設整備事業	校舎の増改築、プール、武道場の増改築、トイレの改造等を継続的に行う。	庶務課
3-2-12	教職員研修事業	多様化する学校教育のニーズに対応していくため、教職員による会議、研修会を行う。	学校教育課
3-2-13	学校給食の無償化	保護者の負担軽減に向けた学校給食の段階的な無償化を実施する。	政策企画課 学校教育課
3-2-14	子どもの心のケアハウス「はなもも教室」	学校になかなか足が向かない、登校が困難な小学生、中学生やその保護者の方々を支援し、児童生徒の自立や学校復帰を目的とした「はなもも教室」を運営する。	学校教育課

施策の方向3 家庭や地域の教育力の向上

PTA、青少年健全育成市民会議等の各種団体と連携、協力し、次の世代を地域全体で育成する気運を高めていけるよう、親子の育ちを応援する学習機会の充実を図ります。

事業No	事業	事業の内容	担当課
3-3-1	公民館の活用	幼児と母親、児童生徒、青少年を対象とした講座等を開催し家庭教育、青少年に関する学習機会の提供を図る。	生涯学習課
3-3-2	中学生海外派遣事業	「次代を担う青少年を海外に派遣し、国際感覚の豊かな人材を育成すること」を目的として、市内在住の中学生 22 名を毎年カナダとオーストラリアへ交互に派遣する。	なとりの魅力創生課
3-3-3	わんぱく交歓研修会	名取市、上山市児童の交流を通して、児童の社会性を培い、情操豊かな子どもの育成を図る。	生涯学習課
3-3-4	ジュニアリーダー研修会	子ども会活動の充実を図るため、在学青少年を対象に理論、実技の研修を行い、地域の子ども会指導者として養成する。	生涯学習課
3-3-5	インリーダー・子ども会育成者合同研修会	市内各小学校5、6年生が、地区子ども会の中心リーダーとして活躍する上での資質の向上を図り、また、子ども会育成者の任務について理解を深める。	生涯学習課
3-3-6	姉妹都市新宮市児童生徒招待事業	姉妹都市である和歌山県新宮市から、震災後、市内小・中・義務教育学校の児童生徒を現地での野外活動に招待していただくなど、数多くの支援に感謝し、新宮市の小中学生を本市へ招待する。姉妹都市ゆかりの「名取熊野三社」探訪、防災意識高揚に向けた被災地見学、両市児童生徒による交流会などを行う。	なとりの魅力創生課
3-3-7	地域学校協働活動	地域と学校が連携、協力して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動を推進する。	生涯学習課
3-3-8	こどもファンド事業	子どもたちが主体となって取り組むまちづくり活動に助成し、本市の将来を担う人材を育成する。	市民協働課

施策の方向4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト等に起因する被害等が問題となっていることを踏まえ、保護者や児童生徒に、インターネット等の適切な利用について広報啓発を行います。

事業No	事業	事業の内容	担当課
3-4-1	教育用コンピュータへのフィルタリングの設定	各小・中・義務教育学校の教育用コンピュータに効果的なフィルタリングを設定し、インターネットを適切で安全、安心に使用できる学習環境を整える。	学校教育課
3-4-2	情報モラル教育	授業や生徒指導の場において、児童、生徒に対し情報モラル教育を行う。	学校教育課
3-4-3	各種メディア依存の弊害の啓発活動	市内小・中・義務教育学校の児童生徒及びその保護者等にパンフレット等を配布し、各種メディア依存の弊害について啓発する。	学校教育課 こども支援課
3-4-4	フィルタリング等の普及啓発活動	青少年健全育成関係者研修会等においてフィルタリング等の普及啓発活動を行う。	こども支援課

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向 1 安全・安心な生活環境の整備

親子や子どもどうして安心して出かけられる公園、道路、通学路の整備や維持管理を進めるとともに、その安全を確保します。

公園マップ等を通じ必要な情報が行き届くよう、情報提供の充実を図ります。

事業No	事業	事業の内容	担当課
4-1-1	公園・緑地の整備	都市公園、その他公園等の遊具の定期的な安全管理と公園、緑地の整備を図る。	都市計画課 こども支援課
4-1-2	公園マップの作成	安心して利用できる公園のマップを市のHPに掲載する。	都市計画課 こども支援課
4-1-3	通学路の安全確保	関係機関の連携による通学路の安全点検調査を行い、交通環境の整備を進める。	庶務課 防災安全課 土木課
4-1-4	人にやさしい道づくり（市道の整備）	交通弱者対策として、誰もが安心して歩けるようにバリアフリーに対応した、安全でゆとりある歩道整備を推進する。	土木課
4-1-5	地域の道路の整備	道路、歩道の整備を行う。	土木課
4-1-6	通過車輛の制限速度の抑制	関係課と調整を図り現地調査を行いながら、信号機設置、交通規制、横断歩道の設置等について、所轄警察署を通じ公安委員会への要請を行う。	防災安全課
4-1-7	授乳等の場所の提供（赤ちゃんの駅事業）	外出した際の授乳やおむつ替えができる場所の提供に努める。	こども支援課
4-1-8	街路灯整備	交通安全・防犯のため街路灯を設置する。既存施設の管理を行う。	土木課

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立支援

施策の方向 1 職業生活と家庭生活の両立の推進

事業所に対して、仕事と子育ての両立が可能な就労形態についての理解や、育児、介護休暇等の取得促進等、仕事と生活の調和の実現へ向けた取組についての情報発信、啓発を行います。

事業No	事業	事業の内容	担当課
5-1-1	男女共同参画情報紙ハンドインハンド 21 プラスの発行	市民への意識啓発を図るため、男女共同参画推進委員が男女共同参画に関する様々なテーマを取材して、情報誌の発行を行う。	市民協働課
5-1-2	講演会の開催	男女共同参画社会の実現に向けて、市民が一堂に会し、一緒に考え理解を深めるためイベントを開催する。	市民協働課
5-1-3	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法、労働基準法、育児休業や介護休業制度の周知を行う。	商工観光課 市民協働課
5-1-4	就業支援事業の実施	結婚や出産、育児により離職した方を対象に、再就職のきっかけづくりとなる事業を実施する。	市民協働課
5-1-5	就職関係機関との連携	若年層の就業や再雇用、再就職、仕事と育児の両立を希望する方を支援するため、ハローワーク等の関係機関との連携強化を図る。	商工観光課
5-1-6	労働条件改善の啓発	市内の企業を対象に、労働時間の短縮、フレックスタイム、在宅就労の導入の周知に努める。	商工観光課

基本目標 6 子ども等の安全の確保

施策の方向1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

本市には、国道4号や県道仙台館腰線といった主要幹線道路があり、自動車などの交通量が多くなっています。

子どもの安全を守るために、子ども一人ひとりが交通ルールを身に付けることができるように交通安全教育を推進します。

事業No	事業	事業の内容	担当課
6-1-1	交通安全教室の開催	保育所、幼稚園、小・中・義務教育学校、高齢者を対象に、交通安全の啓発普及のための運動を行う。	防災安全課 学校教育課 こども支援課
6-1-2	交通安全街頭指導	交通指導隊、保護者が街頭に立ち、通学時の誘導や安全確保について指導を行う。	防災安全課 学校教育課
6-1-3	交通安全運動キャンペーン	パンフレットやグッズ等を配布し、交通安全の啓発を行う。 チャイルドシートの正しい着用についての普及啓発を行う。	防災安全課

施策の方向2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

社会全体で子どもを事件や犯罪から守っていくためには、地域で子どもを見守ることが必要です。子どもが自ら防犯対策を身に付けることができるよう、防犯意識の啓発や防犯に必要な情報を関係各機関と連携して提供し、子どもが犯罪等の被害に遭わないような施策を推進します。

事業No	事業	事業の内容	担当課
6-2-1	名取市防犯協議会との連携の強化	各地区の防犯活動団体との連携によりパトロールを実施する。 市内8地区の防犯協会への情報提供、広報への掲載を行う。	防災安全課
6-2-2	安全教育の推進	不審者を想定した避難訓練及び緊急避難指導を行う。	学校教育課 こども支援課
6-2-3	情報提供の迅速化	地域や関係機関が連携し、不審者遭遇等の情報伝達の迅速化を図る。	学校教育課 こども支援課 防災安全課

事業No	事業	事業の内容	担当課
6-2-4	子ども 110 番の家の設置	不審者等から子どもを守るため、各学校において児童生徒の緊急避難場所として地域住民等の協力を依頼する。	学校教育課
6-2-5	防犯ブザーの配布	不審者対策として、市内小・中・義務教育学校児童生徒全員に防犯ブザーを携帯させる。	学校教育課
6-2-6	「子どもを見守る隊」等防犯団体の組織化	地域のボランティアによる防犯組織を立ち上げ、子どもの安全を確保する。	学校教育課
6-2-7	不審者についての情報共有	不審者情報の共有化のため、学校、警察等関係機関による会議を開催する。	学校教育課

施策の方向3 被害に遭った子どもの保護

犯罪、いじめ、児童虐待等による精神的苦痛を軽減して、立ち直りを支援し、心身の健全な発達と自立を促していくために、スクールカウンセラーを活用し継続的なカウンセリングや保護者に対する助言等、相談体制の充実を図ります。

メンタルケアに対応できる人材を育成、確保するとともに、関係機関と連携したきめ細かな支援を行います。

事業No	事業	事業の内容	担当課
6-3-1	スクールカウンセラー活用事業（生徒相談事業）	児童生徒の臨床、心理に関して高度に専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーがカウンセリングを実施する。併せて、保護者に対する助言、援助も行う。	学校教育課
6-3-2	要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図る。	こども支援課

基本目標 7 困難を有する子どもやその家族への支援

施策の方向 1 児童虐待防止対策の充実

要保護児童対策地域協議会の機能の充実に努め、関係機関との連携を密にすることで、より迅速で正確な情報収集と家庭への適切な支援や長期的な見守り体制を推進します。

事業 No	事業	事業の内容	担当課
7-1-1	虐待に関する相談の充実	家庭児童相談員により、児童虐待に関する相談、指導、助言を行う。	こども支援課
7-1-2	虐待の早期発見と予防	健康診査、健康相談、訪問指導等により、相談支援や児童虐待の早期発見や関係機関との連携した支援を行う。	こども支援課 保健センター 学校教育課
7-1-3 6-3-2 再掲	要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童等に関する情報収集、情報交換、支援内容を協議し要保護児童等の支援を図る。	こども支援課
7-1-4 1-4-14 再掲	民生委員・児童委員、主任児童委員による支援	民生委員・児童委員は担当地区を持ち、地域の方々の心配ごとや生活、貸付金等の相談支援を行う。 主任児童委員は子どもや子育て家庭に対する相談支援活動を専門に担当する。	社会福祉課
7-1-5 新規	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を継続的に支援していくための拠点を整備し、運営する。	こども支援課

施策の方向2 ひとり親家庭の自立支援の推進

経済面や日常生活面で様々な悩みや不安を抱えるひとり親家庭に対して、児童扶養手当等の支給や就労相談や情報提供を行い、自立を支援します。また、相談内容が複雑多様化するなか、相談員の確保等相談体制の充実に努めます。

事業No	事業	事業の内容	担当課
7-2-1	ひとり親・寡婦 福祉資金の貸付	県の福祉資金貸付金制度の情報提供をする。	こども支援課
7-2-2 2-4-2再掲	医療費助成 (母子・父子家 庭医療費助成)	配偶者のない女子又は男子で、現にその児童を扶養している方とその児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)、父母のいない児童の医療費のうち、保険診療による自己負担分を外来では1か月1,000円を超えた金額、入院では1か月2,000円を超えた金額について助成する。	こども支援課
7-2-3	児童扶養手当の 支給	父又は母がいない家庭(行方不明や重度の障がいがある場合を含む)で、18歳の年度末までの児童又は心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養している母や父、又は父母に代わって児童を養育している保護者に支給する。	こども支援課
7-2-4	ひとり親・寡婦 相談事業	県がひとり親家庭(20歳未満の児童を扶養)及び寡婦家庭(20歳以上の子を扶養)に対し経済的自立のための助言及び指導をする相談事業の情報提供を行う。	こども支援課
7-2-5	ひとり親家庭の 親への就業・自 立支援	ひとり親家庭の親に対する自立、就業の支援を行う。	こども支援課
7-2-6	ひとり親家庭日 常生活支援員派 遣事業	ひとり親家庭の方が病気や看護、事故、災害等で家事に困ったとき家庭生活支援員を派遣することによりひとり親家庭の生活の安定を図る。	こども支援課

施策の方向3 障がい児施策の充実

障がいのある子どもの健全育成のため、関係機関との連携を図り、子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供します。

障がいの早期発見に努めるとともに、障がい児相談支援事業により障がいのある子ども及びその家族が適切なサービスを利用できるよう支援します。

事業No	事業	事業の内容	担当課
7-3-1	身体障害者手帳の交付	身体障がいをもつ方の障がいの程度を県知事が認定し、手帳を交付する。	社会福祉課
7-3-2	療育手帳の交付	知的障がいをもつ方の障がいの程度を県知事が認定し、手帳を交付する。	社会福祉課
7-3-3	心身障害者扶養共済制度	障がいのある方を扶養している保護者に万一（死亡、重度障がい）のことがあったとき、残された障がいのある方に終身年金を支給する。	社会福祉課
7-3-4	補装具の交付と修理	身体機能を補完、又は代替する用具の交付や修理を行う。	社会福祉課
7-3-5	難聴児補聴器購入等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度又は中度等の聴力に障がいのある児童の保護者に対し、補聴器の経費の一部を助成する。	社会福祉課
7-3-6	身体障害者等日常生活用具給付等事業	在宅の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）又は難病患者等の日常生活の利便を図るため、用具の給付又は貸与を行う。	社会福祉課
7-3-7	身体障害者・知的障害者相談	心身に障がいのある方やその保護者から、日常生活の悩み等について相談に応じる。	社会福祉課
7-3-8	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度又は中度の心身障がい児を養育している方に支給する。所得による制限がある。福祉施設に入所している場合、長期入院の場合は除外される。	こども支援課
7-3-9	障害児福祉手当の支給	在宅の20歳未満で、重度の障がいがあるため、常時介護を必要とする方へ支給する。	社会福祉課
7-3-10	障害者医療費助成	重度の障がいがある方に対し、医療費のうち保険診療の自己負担分について助成する。	社会福祉課
7-3-11	心身障害児通園施設「若竹園」	心身に障がいをもつ未就学児童とその保護者が通園し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応の訓練を行う。	社会福祉課
7-3-12	短期入所事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において障がいのある子どもを一時的に介護できないときに入所施設で預かる。	社会福祉課

事業No	事業	事業の内容	担当課
7-3-13	特別支援教育の 充実	保護者への情報提供や相談を十分に行い、子どもの可能性を最も伸長する教育が受けられるよう支援する。	学校教育課
7-3-14 1-2-5再掲	障がい児保育事業	保育が必要な3歳以上の知的障がい、身体障がい児等で、原則として障がいが軽、中程度で集団保育可能な児童を保育する。また、3歳児未満の保育についても検討する。	こども支援課
7-3-15	放課後等デイサービス	就学しており、放課後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。	社会福祉課
7-3-16	児童発達支援	心身に障がいをもつ未就学児童に対し、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応の訓練を行う。	社会福祉課
7-3-17 新規	保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設に通う満18歳未満の障がいのある児童等に対し、集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。	社会福祉課

施策の方向4 子どもの貧困対策の充実

生まれ育つ家庭の経済的状況にかかわらず、すべての子どもが夢や希望をもって健やかに成長できるよう支援するとともに、生活が困難な状況にある家庭が、地域社会とのつながりを持ちながら安定した暮らしを確保できるよう支援の充実を図ります。

事業No	事業	事業の内容	担当課
7-4-1 1-2-16再掲	幼児教育・保育の無償化	国の方針に則り、3歳から5歳までの全ての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象として保育所等の保育料を無償化する。	こども支援課
7-4-2 検討 1-2-10再掲	実費徴収に係る補足給付を行う事業	幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成することを検討する。	こども支援課 学校教育課
7-4-3 2-4-2再掲	医療費助成 (母子・父子家庭医療費助成)	配偶者のない女子又は男子で、現にその児童を扶養している方とその児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)、父母のいない児童の医療費のうち、保険診療による自己負担分を外来では1か月1,000円を超えた金額、入院では1か月2,000円を超えた金額について助成する。	こども支援課
7-4-4 7-2-1再掲	ひとり親・寡婦福祉資金の貸付	県の福祉資金貸付金制度の情報提供をする。	こども支援課
7-4-5 7-2-3再掲	児童扶養手当の支給	父又は母がいない家庭(行方不明や重度の障がいがある場合を含む)で、18歳の年度末までの児童又は心身に中度以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養している母や父、又は父母に代わって児童を養育している保護者に支給する。	こども支援課
7-4-6 7-2-4再掲	ひとり親・寡婦相談事業	県がひとり親家庭(20歳未満の児童を扶養)及び寡婦家庭(20歳以上の子を扶養)に対し経済的自立のための助言及び指導をする相談事業の情報提供を行う。	こども支援課
7-4-7 1-2-17再掲	副食費の一部免除	幼児教育・保育の無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた副食費について、年収360万円未満相当の世帯の子どもと所得に関わらず第3子以降の子どもについて免除する。	こども支援課
7-4-8 新規	こどもの貧困対策計画の策定	生まれ育つ家庭の経済的状況にかかわらず、すべての子どもが夢や希望をもって健やかに成長できるよう安定した暮らしを確保することを目的とした計画を策定する。	こども支援課

第5章 子ども・子育て支援の事業展開

1 事業展開の概要

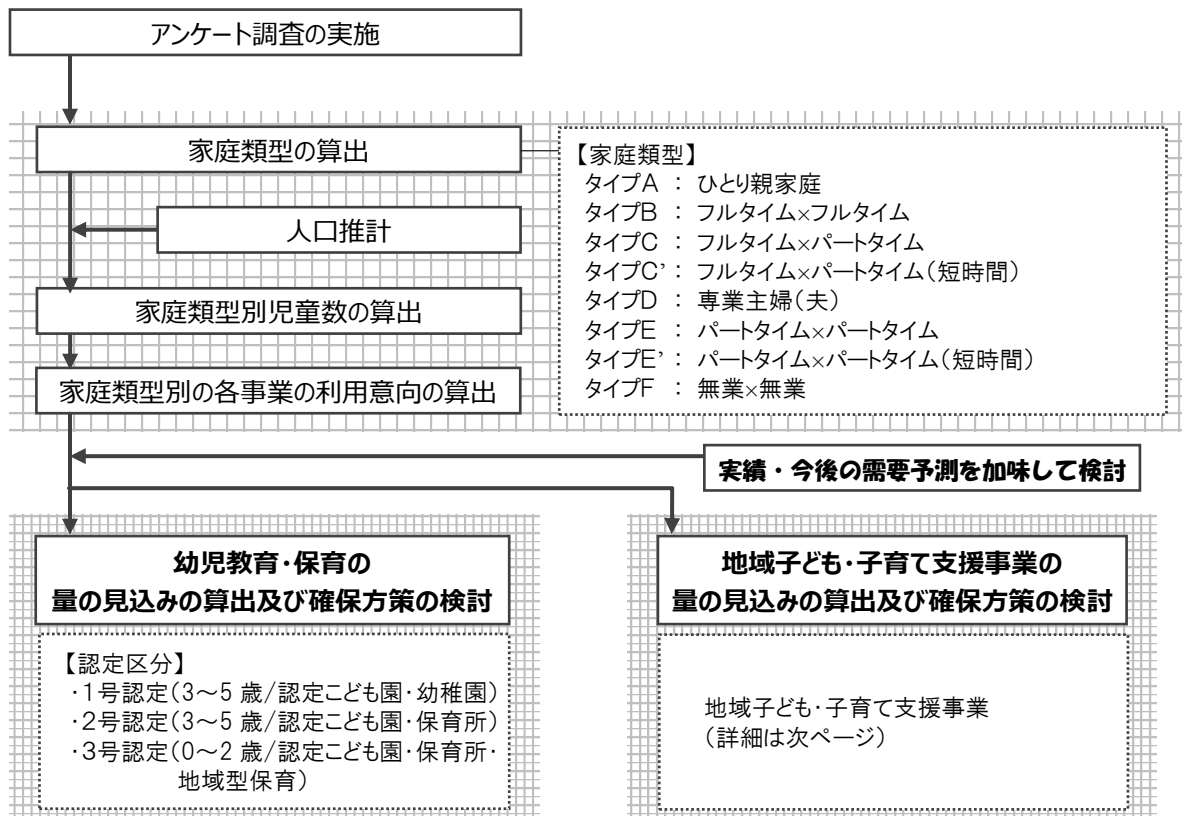
(1) 目標事業量の設定の考え方

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的なニーズを含めた利用希望を把握した上で、令和2年度を初年度とする5年間の幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

ただし、国で示された量の見込みの算出方法は全国一律のものであり、実際の利用状況などと大きく乖離する場合は、実態に応じた補正を市町村独自で行うことができます。

本市においても、平成30年度に実施したアンケート調査の結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

■ 目標事業量の見込みの算出の流れ



(2) 地域子ども・子育て支援事業の内容

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法において13の事業が定められています。

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③乳児家庭全戸訪問事業
- ④養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑤子育て短期支援事業
- ⑥一時預かり事業（預かり保育事業）
- ⑦時間外保育事業（延長保育事業）
- ⑧病児保育事業
- ⑨放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(3) 幼児教育・保育提供区域の設定について

提供区域は、事業計画策定や事業実施における単位となるほか、保育所や地域型保育事業を認可する際の需給調整の判断基準となります。本市では、下記の3点を考慮し、提供区域を1区域として設定しました。

- ①幼児教育・保育事業をはじめとする各種事業が市全域を1区域として展開されていること
- ②地理的条件、交通事情から移動が容易であること
- ③人口等に鑑み、各種事業の需給調整、提供体制の判断を行う上で適切な規模であること

2 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定のニーズへの対応（幼稚園、認定こども園など）

対象

- ・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける子ども

量の見込み及び確保方策

			平成31年度 (4月1日現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(①)			1,545	1,664	1,623	1,556	1,537	1,594
確保 方策	特定教育・ 保育施設	名取市	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386	1,386
		市外	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園		225	225	225	225	225	225
	合計(②)		1,611	1,611	1,611	1,611	1,611	1,611
充足(②-①)			66	△53	△12	55	74	17

※市外の特定教育・保育施設の確保方策については、算出が難しいため0としています。

平成31年度の実績では、既存施設において見込み量に対する供給量を確保しています。市域を越えた利用もあるため、受入れ人数については定員の見直しなどを含め柔軟に対応します。

(2) 2号認定のニーズへの対応（保育所、認定こども園など）

対象

- ・満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育を必要とする子ども

量の見込み及び確保方策

			平成31年度 (4月1日現在)	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				教育ニ ーズが 強い	左記 以外	教育ニ ーズが 強い	左記 以外	教育ニ ーズが 強い	左記 以外	教育ニ ーズが 強い	左記 以外	教育ニ ーズが 強い	左記 以外
量の見込み (①)			799	186	852	181	831	174	798	171	788	178	815
確保 方策	特定教育・ 保育施設	名取市	802	856		856		856		856		856	
		市外	-	-		-		-		-		-	
	幼稚園+ 預かり保育		0	300		300		300		300		300	
	企業主導型保育 施設		0	0		0		0		0		0	
	小規模保育		0	0		0		0		0		0	
	認可外保育施設		29	29		29		29		29		29	
	合計 (②)		831	1,185		1,185		1,185		1,185		1,185	
充足 (②-①)			32	147		173		213		226		192	

平成31年度の実績では、既存施設において見込み量に対する供給量を確保しています。

教育ニーズについては、幼稚園での預かり保育等の利用により、見込み量に対する供給量を確保します。

(3) 0～2歳の保育ニーズへの対応（保育所、認定こども園、地域型保育事業など）

対象

- ・満3歳未満で保育を必要とする子ども

量の見込み及び確保方策

0歳児		平成31年度 (4月1日現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(①)		130	154	154	155	155	157	
確保方策	特定教育・ 保育施設	名取市	113	119	119	119	119	119
		市外	-	-	-	-	-	-
	地域型 保育	名取市	34	37	37	37	37	37
		市外	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	3	3	3	3	3	3	
合計(②)		150	159	159	159	159	159	
充足(②-①)		20	5	5	4	4	2	

1・2歳児		平成31年度 (4月1日現在)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(①)		620	612	631	676	678	688	
確保方策	特定教育・ 保育施設	名取市	437	467	467	467	467	467
		市外	-	-	-	-	-	-
	地域型 保育	名取市	119	135	135	135	135	135
		市外	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	29	14	14	14	14	14	
合計(②)		585	616	616	616	616	616	
充足(②-①)		△35	4	△15	△60	△62	△72	

今後、母親の就労ニーズの高まりの影響で需要の増加も見込まれることから、空き保育室の有効利用、受け入れの柔軟な対応に加え、新たな施設整備を視野に入れつつ供給量を確保します。

3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

事業の概要

利用者支援事業は、身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子ども・子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談、助言を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

単位:箇所

区分		平成30 年度 (実績)	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の 見込み	設置数	2	2	2	2	2	2
確保 方策	設置数	2	2	2	2	2	2

現在市内2か所で実施していますが、ニーズが高まることが見込まれるため、新たな施設での実施について検討します。また、支援を必要とする家庭に包括的な支援を行うことができるよう、相談支援や関係機関とのネットワークの充実を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業の概要

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所、児童センター等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

量の見込み及び確保方策

単位: 上段…人、下段…箇所

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	19,865	19,451	20,011	20,952	21,326	21,985
	設置箇所数	5	6	6	6	6	6
確保方策	延べ利用者数 (年間)	19,865	19,451	20,011	20,952	21,326	21,985
	設置箇所数	5	6	6	6	6	6

現在市内6か所で実施していますが、利用状況をみながら、新たな施設の必要性について検討します。親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取り組みとともに、地域の子育て支援団体、子育てサロン、子育てサークル等との連携を進めます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

事業の概要

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。社会的な支援により子育て家庭の孤立を防ぐねらいがあります。

量の見込み及び確保方策

単位:人

区分		平成 30 年度 (実績)	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の 見込み	訪問数 (年間)	623	710	710	715	716	725
確保 方策	訪問数 (年間)	623	710	710	715	716	725

必要な支援が行き届くよう、訪問率100%を目指して事業を実施します。また、支援が必要な家庭には、関係機関と連携し養育支援訪問事業に繋げるなど積極的な支援に努めます。

(4) 養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

事業の概要

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

〈要保護児童等に対する支援に資する事業〉

- ・要保護児童対策地域協議会による代表者会議、実務者会議、ケース検討会議の開催
- ・家庭児童相談の実施

量の見込み及び確保方策

単位：件

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	訪問 実家庭数	44	60	60	60	60	60
確保 方策	訪問 実家庭数	44	60	60	60	60	60

必要な支援が行き届くよう、訪問率100%を目指して事業を実施します。

要保護児童対策地域協議会の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に取り組みます。

(5) 子育て短期支援事業

事業の概要

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

今後の方向性

現在、市では実施していない事業ですが、県と連携し必要な支援に努めます。

(6) 一時預かり事業(預かり保育事業)

事業の概要

◆幼稚園における在園児を対象とした一時預かり◆

子ども・子育て支援新制度に移行する私立幼稚園等で、一時的に子どもの保育が困難になった場合や、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに教育標準時間を超えて教育を行う事業です。

◆一時預かり（幼稚園型以外）◆

家庭で保育を行っている家庭において一時的に子どもの保育が困難になった場合に、保育所等で預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業（一般型）は、保育所で行う一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のうち病児、緊急対応強化事業を除く就学前児童を対象とする部分、トワイライトステイ事業の3事業を併せた内容です。

量の見込み及び確保方策

単位：上段…人、下段…人

区分			平成30 年度 (実績)	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の見込み	幼稚園 在園児	延べ利用者数 (年間)	54,137	58,307	56,870	54,522	53,857	55,854
	上記 以外	延べ利用者数 (年間)	5,369	5,366	6,016	5,907	5,857	6,036
確保 方策	幼稚園 在園児	延べ利用者数 (年間)	54,137	58,307	56,870	54,522	53,857	55,854
	上記 以外	延べ利用者数 (年間)	5,369	5,366	6,016	5,907	5,857	6,036

幼児教育・保育の無償化の影響によりこれまで以上に一時預かりの利用ニーズが増加することが推測されることから、各施設における人員や場所の確保を検討していきます。

また、リフレッシュ等の保護者のニーズを把握しながら、さまざまな保育需要に対応可能な一時預かり事業を検討していきます。

トワイライトステイ事業が必要なケースについては県と連携して必要な支援に努めます。

(7) 時間外保育事業(延長保育事業)

事業の概要

時間外保育事業（延長保育事業）は、通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

単位:人

区分		平成30 年度 (実績)	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
量の 見込み	実利用者数 (年間)	449	488	487	491	489	500
確保 方策	実利用者数 (年間)	449	488	487	491	489	500

現在、実施している事業を継続しつつ、保育士の配置等の実施体制の充実を図ります。あわせて仕事と子育ての調和を図るための啓発についても行います。

(8) 病児保育事業

事業の概要

病児保育事業は、下記に分類されます。

◆病児対応型◆

保育が必要な児童が病気の回復期に至らなく、当面の症状の急変が認められない場合に病院等の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

◆病後児対応型◆

保育が必要な児童が病気の回復期で、集団保育が困難な期間に、当該児童を保育所等の専用スペース等で一時的に保育する事業です。

◆体調不良児対応型◆

看護師を配置し、児童が保育中に体調不良となった場合に、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的、保健的な対応等を図る事業です。

◆子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）◆

ファミリー・サポート・センター事業の協力会員が病気やケガ等で体調不良の子どもを自宅等で預かる事業です。

量の見込み及び確保方策

単位：人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	116	132	137	142	148	151
確保方策	延べ利用者数 (年間)	960	960	960	960	960	960

本市では病後児対応型のみ実施しています。利用希望に対する供給は行き届いており、児童の安全に配慮し引き続き事業を継続します。

(9) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

※内容については別掲(77ページ)

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業の概要

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、地域において育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人がそれぞれ会員となり、子育てを相互援助する会員組織事業です。

量の見込み及び確保方策

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	実利用者数 (年間)	890	908	916	935	944	954
確保方策	実利用者数 (年間)	890	908	916	935	944	954

今後も安定して提供会員を維持するため、子育て関連イベント等での周知、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安全・安心な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

(11) 妊婦健康診査

事業の概要

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み及び確保方策

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	延べ利用者数 (年間)	577	825	825	830	832	842
確保方策	延べ利用者数 (年間)	577	825	825	830	832	842

引き続き定期の妊婦健診や自宅訪問相談を実施し、安心して出産できる体制を整えるとともに、制度の周知及び早期の届出の啓発に努めます。

また、「妊婦健康診査受診券」による経済的負担の軽減や、産科医療機関等と連携した適正な受診の促進に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業の概要

実費徴収に係る補足給付を行う事業は、保護者の所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

量の見込み及び確保方策

幼児教育・保育無償化の実施にあわせ、年収が360万円未満相当の世帯の子どもと所得に関わらず第3子以降の子どもの副食費を助成します。さらに、子どもの貧困対策の視点も踏まえ、対象者の把握に努め低所得世帯の負担軽減について検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業の概要

多様な主体が参画することを促進するための事業は、新規参入事業者への支援を行い、特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

量の見込み及び確保方策

ニーズに沿った多様なサービスの提供や幼児教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者等、多様な主体が参画する必要があります。

本市では地域型保育事業者に対し巡回指導を実施しており、継続して実施します。

4 放課後子ども総合プランに基づく取り組み

(1) 国の放課後子ども総合プラン

平成 26 年 7 月に文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭の「小 1 の壁」を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験、活動ができるよう「放課後子ども総合プラン」を策定しました。同プランでは放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を進めることとしてきました。

平成 30 年 9 月には放課後児童対策の取組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進などによる全ての児童の安全、安心な居場所の確保を図ることを内容とした新たな放課後児童対策である「新・放課後子ども総合プラン」を策定しています。

(2) 放課後子供教室の実施及び連携に向けて

「新・放課後子ども総合プラン」では、全ての児童の安全、安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を図るとしています。

本市では、放課後児童クラブの利用希望者については、保護者の就労などの条件を満たしている場合すべて受け入れてきています。受け入れにあたっては、放課後児童クラブ室の増築や学校施設の借用により場所の確保に努めてきたところです。

放課後子供教室については本市では実施していませんが、今後、保護者の要望や子ども放課後の子どもの過ごし方のニーズを把握し、必要に応じて放課後子供教室の実施や放課後児童クラブとの連携について検討していきます。

放課後子供教室の整備方針

区分		単位	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
確保 方策	実施箇所数	箇所	0	必要に応じて、整備及び放課後児童クラブとの連携に向けた検討				

(3) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の量の見込みと確保方策

事業の概要

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（留守家庭児童）に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。子ども・子育て支援新制度に伴う児童福祉法の改正により、小学校6年生までの対象拡大、基準の明確化がなされました。本市では就労支援等のため全ての放課後児童クラブの実施時間を19時まで延ばし、事業の拡大、充実を図っています。

量の見込み及び確保方策

全体

単位：人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	登録児童	865	975	1,012	1,046	1,067	1,057
	1年生	246	262	278	269	275	264
	2年生	227	300	272	307	294	301
	3年生	172	172	210	191	213	200
	4年生	130	143	136	166	150	156
	5年生	61	59	71	65	87	76
	6年生	29	39	45	48	48	60
確保方策	登録児童	865	975	1,012	1,046	1,067	1,057

引き続きニーズが増えていくことを踏まえて、安全に過ごせる場所の確保に取り組めます。また、登録児童が多い放課後児童クラブについては、学校施設の借用やプレハブ施設の増築等を検討します。

増田

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	132	149	157	162	169	162
	低学年	93	113	121	124	130	123
	高学年	39	36	36	38	39	39
確保 方策	登録児童	132	149	157	162	169	162
施設最大見込み利用数		273	310	327	337	352	337

増田西

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	126	114	114	114	111	108
	低学年	85	84	89	89	86	83
	高学年	41	30	25	25	25	25
確保 方策	登録児童	126	114	114	114	111	108
施設最大見込み利用数		221	201	201	201	196	191

名取が丘

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	31	39	46	44	53	55
	低学年	24	35	41	39	49	49
	高学年	7	4	5	5	4	6
確保 方策	登録児童	31	39	46	44	53	55
施設最大見込み利用数		57	74	87	83	100	96

館腰

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	65	73	70	72	77	74
	低学年	44	47	41	41	39	40
	高学年	21	26	29	31	38	34
確保 方策	登録児童	65	73	70	72	77	74
施設最大見込み利用数		128	138	132	136	145	139

ゆりが丘

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	73	52	59	60	63	73
	低学年	57	38	40	41	44	46
	高学年	16	14	19	19	19	27
確保 方策	登録児童	73	52	59	60	63	73
施設最大見込み利用数		105	76	86	87	91	105

相互台

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	29	43	53	56	63	61
	低学年	25	36	45	47	52	49
	高学年	4	7	8	9	11	12
確保 方策	登録児童	29	43	53	56	63	61
施設最大見込み利用数		81	122	150	158	178	172

那智が丘

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	38	33	39	36	36	37
	低学年	26	28	33	30	32	31
	高学年	12	5	6	6	4	6
確保 方策	登録児童	38	33	39	36	36	37
施設最大見込み利用数		66	57	67	62	62	64

下増田

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	169	184	166	178	169	158
	低学年	129	128	115	116	112	105
	高学年	40	56	51	62	57	53
確保 方策	登録児童	169	184	166	178	169	158
施設最大見込み利用数		269	299	270	290	275	257

愛島

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	159	203	206	203	196	181
	低学年	129	156	151	138	133	120
	高学年	30	47	55	65	63	61
確保 方策	登録児童	159	203	206	203	196	181
施設最大見込み利用数		264	337	342	337	325	300

高館

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	23	41	50	53	58	63
	低学年	15	29	35	41	41	45
	高学年	8	12	15	12	17	18
確保 方策	登録児童	23	41	50	53	58	63
施設最大見込み利用数		38	61	74	78	85	92

関上

単位:人

区分		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の 見込み	登録児童	20	44	52	68	72	85
	低学年	18	40	49	61	64	74
	高学年	2	4	3	7	8	11
確保 方策	登録児童	20	44	52	68	72	85
施設最大見込み利用数		26	72	85	111	118	139

※施設最大見込み利用数については、登録児童+自由来館+夏休みなどの長期休暇を合算した1日当たりの最大利用者数

(4) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実に向けて

○放課後児童クラブの資質向上に向けた支援

放課後児童クラブの事業者が遵守すべき最低限の基準との整合性に留意しつつ、職員配置や安全面への配慮、子どもの生活、遊びの場の提供、生活習慣の形成、学校、地域等との連携などの充実を図ることによって、放課後児童クラブの質の向上に努めます。

○特別な配慮を必要とする児童への支援の充実

放課後児童クラブを利用している障がい児や発達気になる子が安全・安心に過ごせるよう施設及び受け入れ体制の充実を図ります。また、学校と情報共有を図り、適切な支援を行います。

第6章 計画の推進に向けて

1 各主体の役割

基本理念の実現に向けて、本計画を着実に推進するためには、保護者をはじめとして地域、幼稚園、保育所、学校、企業、行政などがそれぞれの立場に応じた役割を担い、互いに連携していくことが求められます。

(1) 保護者の役割

子育てにおいては、保護者が、家庭のなかのみならず、地域のなかで、男女ともに、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA 活動や保護者会活動をはじめ、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティのなかで子どもを育てることが必要です。

(2) 地域の役割

地域及び社会全体が、子育ての中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが求められます。

(3) 幼児教育・保育施設の役割

幼児教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。また、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護者のみならず地域の人々も子どもの活動支援や見守りに参加することは、子どもの健やかな育ちにとって重要です。

(4) 企業の役割

事業主においては、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

(5) 行政の役割

市町村が、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に実施する主体となり、子どもの育ちに関する理念及び子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義を踏まえ、子どもの最善の利益の実現を念頭に、質を確保しながら、地域の実情に応じた取り組みを関係者と連携しつつ実施することが求められます。

資料：内閣府「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」より抜粋

2 計画の達成状況の点検及び評価について

(1) 計画の推進体制と方策

名取市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、名取市子ども・子育て会議条例を制定し設置した名取市子ども・子育て会議において検討を行い策定したものです。子ども・子育て会議には学識経験者や子育て関係団体、事業者、市民の代表などから参画いただいております。計画の推進にあたっては、市が主体となり国や県、近隣市町村と連携を図るとともに、子ども・子育て会議において意見をいただきながら、市民や事業者と行政が協働で取り組んでいきます。

(2) 計画の評価の仕組み

計画策定後についても、名取市子ども・子育て会議で、令和2年度から6年度の計画期間の5か年間において毎年度、計画の進捗状況を点検、評価していただきます。

計画策定時に算出した各事業の量の見込みと実際の状況に乖離が見られた場合、中間年度（令和4年度）を目途に計画の見直しを行い、実態に即した計画の推進を行います。

1 計画策定の経緯

年月日	項目	内容
平成30年7月4日	平成30年度 第1回名取市子ども・ 子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の実施 状況について ○第2期名取市子ども・子育て支援事 業計画の策定について
平成30年11月6日	平成30年度 第2回名取市子ども・ 子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の実施 状況について ○第2期名取市子ども・子育て支援事 業計画策定に伴うアンケート調査の 実施について ○平成31年度の子育て支援施策の展 開について
平成30年12月	アンケート調査の実施	就学前児童の保護者、小学生の保護者 を対象として実施
平成31年2月14日	平成30年度 第3回名取市子ども・ 子育て会議	○子育て支援に関するアンケート調査 の実施状況について
令和元年7月24日	令和元年度 第1回名取市子ども・ 子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の実施 状況について ○第2期子ども・子育て支援事業計画 にかかる教育・保育の「量の見込 み」について ○第2期子ども・子育て支援事業計画 の骨子案について
令和元年10月28 日	令和元年度 第2回名取市子ども・ 子育て会議	○教育・保育の「量見込み」について ○次世代育成支援の展開について ○第2期名取市子ども・子育て支援事 業計画の素案について
令和2年1月23日	令和元年度 第3回名取市子ども・ 子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画の実施 状況について ○第2期名取市子ども・子育て支援事 業計画の素案について

2 名取市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条の規定に基づき、名取市子ども・子育て会議の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議するため、名取市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

- (1) 名取市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織等)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が特に必要があると認める者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、健康福祉部こども支援課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 名取市子ども・子育て会議委員名簿

◆委嘱期間:令和元年11月1日～令和4年10月31日

(敬称略)

	氏名	所属・役職名等	選出区分	
1	三好正和	市民(公募)	1号委員	公募による市民
2	加藤彩乃	市民(公募)	1号委員	公募による市民
3	太細京子	育児サークル いちごちゃんサークル	2号委員	保護者
4	安住英美	ゆりが丘保育所 たんぽぽの会 会長	2号委員	保護者
5	大原美紗	尚絅学院大学附属幼稚園 PTA	2号委員	保護者
6	荒井偉作	名取市父母教師会連合会 (増田小学校PTA会長)	3号委員	関係団体推薦者
7	星香苗	名取市民生委員児童委員協議会	3号委員	関係団体推薦者
8	久米智美	青少年健全育成市民会議	3号委員	関係団体推薦者
9	佐藤宏郎	学校法人寿なとり学園 理事長	4号委員	事業従事者
10	松川弘	社会福祉法人 宮城福祉会 常務理事	4号委員	事業従事者
11	齋藤勇介	特定非営利活動法人子育て応援団 ゆうわ 理事長	4号委員	事業従事者
12	小川ゆみ	一般社団法人マザー・ウイング・ 子育て支援ARIママネット共同 事業体	4号委員	事業従事者
13	東義也	尚絅学院大学子ども学科	5号委員	学識経験者
14	工藤真	宮城県子ども総合センター 企画育成班班長	6号委員	関係行政機関職員
15	木内厚宏	名取市館腰小学校長	6号委員	関係行政機関職員

4 用語集

【あ行】

一時預かり事業（預かり保育事業）

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業。

【か行】

核家族

夫婦とその未婚の子どものみからなる世帯。核家族とは単に家族構成の形態を指すものであって構成人数を問わないため、いくら子どもの数が多くても親と子どもだけで居住していれば核家族となる。

家庭的保育

保育者の居宅やその他の場所で行われる小規模の異年齢保育。2010年4月から児童福祉法上に位置づけられた保育事業として、保育所と連携しながら、ともに地域の子どもたちを守り育てる役割を担う。

教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。

居宅訪問型保育

自宅等に保育士等が訪問して児童の保育を行う事業。いわゆるベビーシッターで、障害・疾患やひとり親家庭で夜間勤務がある方などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、一人の女性が一生に産む子どもの数の平均を求めたもの。

子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいう。

子ども・子育て支援法

わが国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法、その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。地方公共団体に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付けている。

【さ行】

時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所などにおいて保育を実施する事業。

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。地域型保育事業のひとつ。

次世代育成支援対策推進法

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

就業率

15歳以上の人口の中で、実際に働いている人の就業者の割合。就業者とは、従業者と休業者を合わせたもので、従業者は、調査週間中において、収入を伴う仕事を少しでも（1時間以上）した者、休業者は、仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、①雇用者で、仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受ける者と、②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者をいう。

小規模保育

少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う。大都市部の待機児童対策、人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できることや、多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できること、保育所分園やグループ型小規模保育、地方単独事業など、様々な事業形態から移行できることが期待される。

【た行】

待機児童

子育て中の保護者が保育所又は学童保育施設に入所申請をし、入所条件を満たしているにもかかわらず、入所できない状態にある児童をいう。

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業の総称。

【な行】

乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業。

認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設。保護者が仕事や病気などの理由で、0歳から小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する。市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する民間保育所（私立）があり、公費により運営されている。

認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の幼児教育・保育の利用を希望する子どもが、申請して受ける必要がある認定の区分。認定には3つの区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理受領）が行われる。

認定こども園

保護者が働いているかどうかに関わらず、小学校就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能を併せ持つ施設。

妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

【は行】

病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育をする事業。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労などにより放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後などに安全・安心な遊び場や生活の場を提供し、その健全育成を図る事業。

【や行】

養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

要保護児童等に対する支援に資する事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業。

幼稚園

小学校や中学校、高校、大学などと同じように、学校教育法に定められた学校で、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的（学校教育法第22条）としている。ただし、小中学校のような義務教育機関ではなく、満3才から小学校就学前までの幼児に入園資格がある。

【ら行】

利用者支援事業

身近な場所において、子ども・子育て支援に関する相談援助、情報提供、関係機関との連絡調整等を行うことで、子ども・子育て支援に関する施設や事業を円滑に利用できるように相談、助言を行う事業。

第2期名取市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月
発行・編集 名取市 健康福祉部 こども支援課
〒981-1292 名取市増田字柳田 80
電話：022-384-2111
